令和元年11月13日

法教育推進協議会教材作成部会委員 宮 崎 三喜男 (東京都立国際高等学校主任教諭)

#### 法教育授業実践報告

(高校生向け法教育教材-ルールづくり-

指導案「合意形成を図ろう~どこに橋を作るべきか~」)

1 実施日時

令和元年10月2日(水)午後1時40分~午後3時30分(第6・7時限)

- 2 実施校等
  - (1) 実施校 東京都立国際高等学校
  - (2) 学年 第3学年
  - (3) 教科等 公民科「現代社会」
  - (4) 指導者 同校主任教諭 宮 崎 三喜男
- 3 単元等
  - (1) 単元(学習指導要領における位置付け)

「民主政治の基本原理」

(高等学校学習指導要領)

公民科「現代社会」

- (2) 現代社会と人間としての在り方生き方
  - ウ 個人の尊重と法の支配

個人の尊重を基礎として、国民の権利の保障、法の支配と法や規範の 意義及び役割、司法制度の在り方について日本国憲法と関連させながら 理解を深めさせるとともに、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間 の尊厳と平等などについて考察させ、他者と共に生きる倫理について自 覚を深めさせる。

- (2) 目標
  - ・法の支配とは、為政者による恣意的支配を排除し、合理的な議論に基づく統治を目指すものであることを理解し、法の支配と法治主義の違いを歴史的事実を踏まえて説明できる。
  - ・国民の権利を守り社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保

障が必要であることや、公正な裁判のためには司法権の独立が不可欠であることを説明できる。

#### (3) 指導計画

- 1. 民主政治の成立と社会契約説
- 2. 個人の尊重と法の支配
- 3. 合意形成(本時)
- 4. ルール作り (本時)

#### 4 本時

#### (1) 目標

自由で公正な社会の担い手として、課題の解決に向けて、自分自身で考え、その意見を積極的に分かりやすく述べたり、自分と異なる見解にも十分配慮して議論をしたりして、多様な意見・利害を公平・公正に調整して合意形成を図ることが、協働の利益を継続して確保するために大切であることを理解させる。

## (2) 展開

| 進行 (所要) | 内容  | 指導上の留意点   |  |  |
|---------|---|---|--|--|
| 導入      |   |   |  |  |
| (10分)   | 「離島での生活で問題になることは何だろうか、考えてみよう」   |   |  |  |
|         | <ul><li>①離島での生活をするに<br/>あたっての問題について<br/>検討する。</li></ul>                     | ①「離島」=「不便」と生徒に悪い 印象を与えないように, きれいな海 岸等, 離島の良い点を画像として提示してから, 問題点について考えさせると良い。 |  |  |
|         | ②交通が不便,医療環境が<br>不十分,高齢化や過疎化,<br>物価が高いなどを確認す<br>る。                           | ②離島で生活することを前提として<br>考えさせられるように留意する。   |  |  |
| 展開1     | どの場所に橋を建設する   | のが望ましいか考えてみよう   |  |  |
| (10分)   | 【個人ワーク】<br>①クラスを3つの立場に<br>分け(A町, B町, C町),<br>それぞれの立場から, 1<br>案, 2案, 3案のどこに橋 | ①自分の町の利益だけでなく,自分が他の町の住民の立場でも納得できるかどうかと指示を出し,他の立場の者を説得できるような理由も              |  |  |

を建設したらいいかを検 検討させる。 討する。 他の案を採用するとした場合、どのような条件であれば、 譲歩することができるか、いくらまでなら負担できるかを 考えてみよう。 ②自分が希望した案が採 ②建設費用を負担した場合, 他の公 用されなかった場合につ 共サービスに回せる費用が削減さ いて検討する。 れるなど、多くのデメリットがある ことを提示するなど, 安易に判断し ないように留意する。 (10分) 【グループワーク】 ③A町, B町, C町, それ ③同じ立場の人の意見を聞き、自ら ぞれの班で議論をし、1 の立場の主張を明確にする。 案,2案,3案のどこに橋 を建設したらいいかを,同 じ立場で検討する。 他の町と話し合って、橋の建設場所・建設費用の負担額を決 めよう。 (15分) 【グループワーク(第1 ラウンド) 】 ④A町, B町, C町からそ ④自分が異なる町の立場になった 時も納得できるような案にするよ れぞれ2名の計6人で1 グループを作り,議論をす う努力する必要があることを示す。 る。 (10分) ⑤一度, A~C町のグルー ⑤自らの主張を訴えるだけでなく, プに戻り,他のグループの お互いが納得できる新たな提案も 意見を聞いたうえで,改め 含めて考えられるように助言をす て1案,2案,3案のどこ る。 に橋を建設したらいいか を検討する。 【グループワーク(第2 (15分) ラウンド)】 ⑥再度, A町, B町, C町 ⑥資料等に基づいた議論を行い,他 からそれぞれ2名の計6 者の意見を真摯に聞き,時には自ら の意見を変え、より良い意見を作っ 人でグループを作り,各自 が各立場の代表者となり ていくことが重要であることを補

協議を行い、橋の建設場

足する。

|              | 所,建設費用の負担方法などに関する合意形成を図る。 |   |
|--------------|---------------------------|---|
|              | ⑦メンバーを入れ替え,<br>再度議論を行う。   | <ul><li>⑦違う結論となったグループ間でメンバーを入れ替えるなど調整をする。</li></ul> |
| まとめ<br>(20分) | ①発表<br>生徒に検討結果を発表さ<br>せる。 | ①生徒の発表を聞き、教員による講評を行う。                               |

#### (3) 実践報告

本授業を実践するに当たり留意した点は、様々な視点(立場)から考えさせた上で、合意形成を図るようにした点である。グループディスカッションを行う場合、議論をリードする生徒の意見に引っ張られてしまう事例が多く見られるので、まずは個人でじっくり考える時間を確保するようにした。自らの意見を整理した上で、同じ立場のメンバーと議論することで違った視点を取り入れ、その後に違う立場の人たちと議論を深めるように工夫をした。また合意形成は、他者の立場や意見を尊重することが求められるため、一度、A~C町のグループに戻り、他のグループの意見を聞いた上で、再検討をするという工夫を行った。このようなことを繰り返すことで、多面的・多角的な視点を持つことができ、また合意形成のために必要な力が身に付くと考えられる。

以下は、授業後に提出させた生徒の感想の抜粋である。

- 一つの問題を解決するために相手との利害関係を踏まえて合意にたどり着くことは難しいと改めて感じた。
- ・「何が一番良いか」も大切だが、「何が一番嫌なのか」を把握することが、合意 形成には」必要なことだと思った。何事にもメリット、デメリットがある中で、 メリットに固執してしまうと、誰かの大きなデメリットが生じてしまう可能性 がある。そういった面では、メリットが例え小さくてもデメリットがないのを 選択することも必要だと思った。
- ・話し合うことで、さらにそれぞれの案のメリット・デメリットがはっきり見えてきた。普段自分たちが生活している中で、何を優先しているのかという価値観が話合いに入ってくるなと感じた。
- ・同じ町の人同士でも意見が分かれたため、実際の場面では、合意に至ったとしても住人の賛成が得られない可能性もあるかもしれないと思った。合意交渉のためには、譲歩も必要だと気づいた。

課題としては、時間の確保の問題がある。様々な立場のことを踏まえ、深い議論を行うためには、どうしても一定程度の時間が必要となる。1グループ6人という設定から、議論する時間は15分は必要であり、それゆえ本授業は2コマで実施した。

なお、1 コマにて授業を行う場合には、導入部の「離島での生活で問題になる

ことは何だろうか、考えてみよう」を省略し、指導案上の展開1である「どの場所に橋を建設するのが望ましいか考えてみよう」を授業の導入から発問し、また、グループワークもラウンドを1回にて行わせるなど工夫をすれば実施が可能である。

- (4) 参考資料 (使用教材・資料,授業の様子・板書など)
  - ア 使用したスライド資料 別紙のとおり。
  - イ 授業の様子





参考:新学習指導要領における位置付け 新学習指導要領 公民科「公共」

- A 公共の扉
- (3) 公共的な空間における基本的原理

自主的によりよい公共的な空間を作り出していこうとする自立した主体となることに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア次のような知識を身に付けること。
  - (ア) 各人の意見や利害を公平・公正に調整することなどを通して,人間の尊厳 と平等,協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ることが,公共的な空間 を作る上で必要であることについて理解すること。



# 離島の問題点は?

- 医療施設の不足
- ・教育機関の不足(高校、大学)
- 流通問題(物資の不足、遅れ、物価が高い)
- 人口減少、高齢化問題

・・・・などなど

2









令和元年10月2日

# 法教育推進協議会教材作成部会委員 久 世 哲 也 (東京都立町田高等学校教諭)

## 法教育授業実践報告

(高校生向け法教育教材・ルールづくり・

指導案「新たなルールを考えよう~ルールのない村~」)

1 実施日時

令和元年10月2日(水)午後2時45分~午後3時30分(第7時限)

- 2 実施校等
  - (1) 実施校 東京都立町田高等学校
  - (2) 学年 第1学年
  - (3) 教科等 公民科「現代社会」
  - (4) 指導者 同校教諭 久 世 哲 也
- 3 単元等
  - (1) 単元(学習指導要領における位置付け) 公民科「現代社会」
    - (2) 現代社会と人間としての在り方生き方 ウ 個人の尊重と法の支配
  - (2) 目標

個人の尊重を基礎として,法の支配と法や規範の意義及び役割について理解 を深めさせる。

「自由・権利と責任・義務」について考察させ,他者と共に生きる倫理についての自覚を深めさせる。

現行(授業実践時)学習指導要領の目標及び内容に即して工夫して実施した。

(3) 指導計画

1時間目・・・ルールの意義・目的(本時)

2時間目・・・司法権と裁判所

## 4 本時

## (1) 目標

- ア 自由同士が衝突した場合にルールが存在しなければどうなるかを考えることで,ルールの意義・必要性について理解を深める。
- イ 民主主義の基本的な考え方として少数の立場への配慮等を考えることで,ルールをつくる際の手続の公平性について考えを深める。
- ウ 「手段の相当性」「明確性」「平等性」を視点として,作成したルールを評価することで,ルールの内容について考えを深める。

## (2) 展開

| 成用          |   |   |
|-------------|---|---|
| 進行 (所要)     | 内容  | 指導上の留意点   |
| 導入<br>(5分)  | ・ワークシート【別紙】(教材 P 2 4 )を配布し,「ルール」という言葉を,キーワードとして示す。<br>・ワークシートの文章を各自に黙読させる。                    | 犬族と猿族,それぞれの立場に立って課題を把握するように促す。  |
| 展開 (5分)     | ワークシート問1に,各個人で取り組ませる。<br>・一部の生徒に,答えを発表させる。  | 「被害を受けた者が直接仕返しをしている。」という答えに対して,直接の仕返しとは異なる手段で解決できないか問い,考えを深めさせる。  |
| 展開<br>(10分) | ・ワークシート問2の留意事項として,ルールの内容を評価する視点を,生徒の身近な事例で説明する。教材P10を参考にする。ワークシート問2に,各個人で取り組ませる。・罰則の有無も検討させる。 | ルールの内容を評価する視点<br>について,それぞれの視点が<br>欠けたルールのイメージを板<br>書する。<br>例)<br>×適切でないルール<br>×はっきりしないルール<br>×立場によって許容できない<br>ルール<br>下記(4)参考資料を参照 |
| 展開 (10分)    | ワークシート問2について,グループで議論させる。 ・自分の意見と他者の意見の違いに注目させる。 ・発表,評価することを前提に,一つのルールにまとめさせる。                 | 以下のような質問で介入して,他者の作成したルールのよさに気付かせ,よりよいルールを作成させる。「あなたが作成したルールにない他者が作成したルールのよさは何か。」「あなたが作成したルールのよさと他者が作成したルールのよさ、どちらを優先するべきか。」       |

| 展開    | 各グループでまとめたルールを発   | ・ルールの内容を評価する視    |
|-------|-------------------|------------------|
|       |                   |                  |
| (10分) | 表させる。             | 点に沿って,他のグループと    |
|       | 各グループのルールに対して ,教員 | の比較の中で、作成したルー    |
|       | が講評する。            | ルを相対評価させる。       |
|       |                   | ・ルールの内容を評価する視    |
|       |                   | 点のうちの「明確性」につい    |
|       |                   | ては,教材P10の4の(2)   |
|       |                   | の注を参考に,「あえて明確    |
|       |                   | 化せずに抽象的な原理を宣言    |
|       |                   | する意義が認められているル    |
|       |                   | ールもある」として,教員が    |
|       |                   | フォローする。          |
|       | 手続の公平性を生徒の身近な事例   | ・手続の公平性が欠けたルー    |
|       | で説明する。            | ルのイメージを板書する。     |
|       | 教材P9を参考にする。       | 例 )              |
|       |                   | ×一部の人に勝手に作られ     |
|       |                   | たルール             |
|       |                   | ・グループ内で議論させた     |
|       |                   | り,各グループのルール同士    |
|       |                   | を比較させたりしたことの     |
|       |                   | 意義に触れる。          |
|       | ルールの意義・必要性と機能を説明  | ・ルールのない村とある村の    |
|       | する。               | 比較は ,ワークシート問 1 及 |
|       | 教材P2,8を参考にする。     | び問2を振り返らせ,具体的    |
| まとめ   | 振り返りシートを配布し ,授業の振 | に記述させる。時間のない場    |
| (10分) | り返りをする。           | 合は ,どちらか一方の村の 3  |
|       |                   | 観点(秩序維持,活動促進,    |
|       |                   | 紛争解決)を記述させる。     |
|       |                   |                  |

#### (3) 実践報告(成果と課題など)

ア 下記のとおり、生徒が作成したルールや生徒の感想から、本時の目標は一定程度達成されたといえる。一方で、作成したルールとして「話合いで解決する」、「信賞必罰を徹底する」等、ルールを前提としないものやルールの内容まで踏み込まないものもあり、他のグループの発表を聞かせる等して、支援が必要になることもあった。また、生徒の感想として、「猿がジャガイモを盗んだ事情を考慮するべき」といった意見もあり、ワークシートの事例で明確になっていない点をフォローしないと、ルールづくりの学習に正対できない生徒もいた。ほとんどの生徒にはねらいが伝わり、目標に沿った学習が実現したが、授業者のきめ細やかな支援を通じて、それをより確実なものにする必要はあると考えられる。

#### イ 生徒が作成したルールの例

「私利私欲のため、許可なく他人の所有権を侵害するような行為をしてはならない。 した場合は 2 倍にあたる罰金を受ける。」

「他人の物を奪った場合、誰であってもいかなる場合でも、奪った量の 2 倍の重さの作物を相手に与える。」

### ウ 生徒の感想

「もうすこしルールを具体的に考えるべきだった。抽象的な意見が多かった。」

「ただ罰を与えるだけではなく、「罪に値したレベルの罰」という事が大切 だと思った。」

「どのルールもメリットとデメリットがあって結局はどれがいいとはいえない。村の住民の人柄によってその村に合ったルールは変わってくると思う。」

- (4) 参考資料 (使用教材・資料,授業の様子・板書など)
  - ア 配布資料 別紙のとおり。
  - イ 当日の板書



5 参考:新学習指導要領における位置付け 本指導案を活用した授業は,公民科「公共」の学習指導要領においては,下記 にて行うものとする。

#### A 公共の扉

- (3) 公共的な空間における基本的原理
- B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち





#### 年 組 番 氏名

昔あるところに「ルールのない村」があり、イヌやオオカミなどの犬族と、サルやゴリラなどの猿 族が住んでいました。

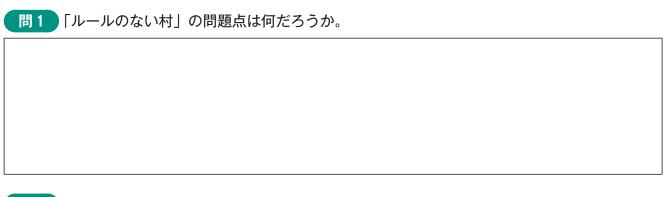
この村では、皆、様々な作物を育て、それらを使った料理を提供するレストランを協力し合って経 営しており、全員が豊かな暮らしをしていました。

そんなある日、わがままなサルが、イヌの畑から勝手にジャガイモを取って行ってしまいました。 イヌの話を聞いた友人のオオカミは怒って、仕返しだと言って、サルとゴリラが共同で育てていた カブを勝手に持って行ってしまいました。

その後、犬族と猿族の間では、お互いの畑から作物を勝手に持って行くことが繰り返されるようになり、それまでは仲良くしていた犬族と猿族の村人同士までいがみ合うようになって、レストランを続けることはできなくなってしまいました。

また、村人全員が「一生懸命育てても、どうせ勝手に持って行かれてしまう」と考えるようになり、村で作物を育てる者はほとんどいなくなりました。

そして、村はどんどん貧しくなり、村人たちはその日食べる食料にも困るようになってしまいました。



問2 この村にルールを作るとしたら、どのような内容にすれば良いだろうか。

【個人ワーク】

【グループワーク】

令和元年11月13日

法教育推進協議会教材作成部会委員 宮 崎 三喜男 (東京都立国際高等学校主任教諭) 法教育授業実施者 金 子 幹 夫 (神奈川県立三浦初声高等学校総括教諭)

#### 法教育授業実践報告

(高校生向け法教育教材ールールづくりー

指導案「海水浴場の利用ルールを作ろう」)

1 実施日時

令和元年10月4日(金)午前10時50分~午後零時40分(第3・4時限)

- 2 実施校等
  - (1) 実施校

神奈川県立三浦初声高等学校

(2) 学年

第1学年

(3) 教科等

公民科「現代社会」

(4) 指導者

同校総括教諭 金 子 幹 夫

- 3 単元等
  - (1) 単元(学習指導要領における位置付け)

現代の経済社会「市場の失敗」

学習指導要領における位置付け

公民科「現代社会」

- (2) 現代社会と人間としての在り方生き方
  - エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

現代の経済社会の変容などに触れながら、市場経済の機能と限界、政府の役割と財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。

(2) 目標

市場の仕組みを学習する中で、幸福・正義・公正の枠組みを用いて市場の失敗を考察する。その中でどのような工夫が必要なのかを考える。

## (3) 指導計画

- 1. 交換と分業 (大量生産の仕組み)
- 2. 自由競争の仕組み
- 3. 市場の失敗(本時)
- 4. 政府の役割
- 5. 財政政策
- 6. 金融政策

## 4 本時

## (1) 目標

幸福と幸福とが対立している中、どのような手順でルールを作成すればよいのかを具体的な事例をもとにして考える。

# (2) 展開

| 展開          |  |  |
|-------------|--|--|
| 進行<br>(所要)  | 内容   | 指導上の留意点  |
| 導入<br>(10分) | ① で、大きないで、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方での一方での一方での一方での一方での一方での一方での一方での一方での一方での | <ol> <li>大きなストーリーを全員が共有できるように留意する。時間をかけても丁寧に進める部分でもある。</li> <li>経済分野と政治分野との懸け橋となる学習内容である。一つひとつの単元につながりを持たせるような展開を心掛ける。</li> <li>授業で共有する枠組みは、幸福・正義・公正だということを認識しながら授業を進めるように留意する。</li> </ol> |
| 展開1(20分)    | 1.前回の授業との接続 ① ミーのレモネード店と ジョニーのレモネード 店は自由競争をしてい                                 | ※ルイズ・アームストロング『レモンをお金に変える法』(河出書房新社1982年)に基づくストーリーを授業で展開していた。この物語の   |

た。価格はどうなるのか?

→どんどん下がる

- ② 何を意味するのか?
  - ・消費者には有利
  - 店の経営者にとっては不利
- ③ 結局二人はどうしたのか?
  - ・合併して価格を釣り上 げた

中にも幸福と幸福の対立があり、ど のように解消しようとしているの かという点を話題にしていた。

# 展開2 (20分)

2. 鳥の眼と虫の眼

① 発問

「レモネード店に登場するキャラクターを「家計」・「企業」・「政府」に分類するとどうなるのか」

- ② レモネード店 夏の海岸 に登場
  - 三浦市の観光について理解する
  - ○美しい海
  - ○自然が豊か
  - ○海水浴を目的とした 観光客が多い
  - ○意外と人気がある観 光地
  - ○街にとって観光は重 要な産業
- ③ 三浦市について理解する
  - ・物を作る会社は?
  - ・物を運ぶ会社は?
  - ・物を売る会社は?
- ④ 長浜海岸に出店!
  - ・出店場所を知る
  - 営業開始!!
  - ・大人気で長い行列!!
- ⑤ 問題発生!!

ここから本時の目標につなげる に当たり、問題の所在がどこにある のかを理解させるために経済主体 の図を使って説明する。

社会の仕組みを見る眼にはいろいるな眼があることを意識させる。

企業にはモノを作る会社, 運ぶ会 社、売る会社などがあることを確認 する。

前の授業で学習したレモネード店が三浦市の長浜海岸に出店することになったことを知る。

左の前提条件は,法教育教材P30 にあるホウリス町とほぼ同じもの を設定している。

なぜ観光が重要な産業なのかということを生徒から発言させるように留意する。

必要に応じてパワーポイントなどで画像を提供すると具体的なイメージを共有することができる。

どのような苦情が誰から出され

住民や観光客からの苦情がでていることを知る。主な苦情は次のとおり。

- 騒音について
- ・飲酒、喫煙について
- 水上バイクについて
- ・ゴミについて
- ⑥ さあ、どうする? 営業はうまくいっている一方で様々な苦情に対応しなくてはならないという問いをもって次のステップにすすむ。

たのかを生徒に想像して言わせるように留意する。

幸福と幸福が対立しているとい う枠組みを教師自身が持って授業 を展開する。

# 展開3(40分)

① 調査:近くの海水浴場で ある逗子市では次の ような決まりを設け たことを知る。

#### 【事業者側のルール】

- ・海の家は20時閉店
- ・ライブハウスのような 営業は禁止
- ・海の家は砂浜を清掃する
- ・違反行為によっては営業停止

#### 【利用者側のルール】

- ・砂浜での飲酒は禁止 (海の家は可)
- スピーカー等の使用は 禁止
- ・水上オートバイの遊泳 区域への乗り入れ禁止
- ・出したゴミは持ち帰る
- ② さあ考えよう!
  - ・利害関係者の声を聴い てみよう 利害関係者の声を共有 する
- ③ どの項目を重視するのか?
  - 項目を挙げてランキン

法教育教材P29に掲載されている逗子市の例をここでは挙げた。たまたま本実践校が逗子市のすぐ南にあることで生徒にとっては分かりやすいものになった。各実践校では場所を近隣のものに置き換えることでより一層分かりやすい授業になると考える。

ルールをどの立場から見るのかという視点を明らかにする。

利害関係者の声を共有する。

それぞれの「幸福」の背景にはどのようなものがあるのかをクラス全員で共有する。

作業1)個人ワーク

挙げられたルールの優先順位を個人で考える。

グをつける

- ・個人ワーク→隣の人とのワーク
- グループ別のワークで ランキング
- ※ 次の作業の基盤になるので、 考える時間を十分とれるよう に留意する。
- 作業2) 隣の人と話合い 自分のランキングを隣 の人に紹介し合い,二人 で共通のランキングを 作る。
- 作業3)5人前後のグループを作り,持ち寄ったランキングを基にグループでのランキングを作る。
- ☆ この作業1~3は一つ一つのルールをどのように解釈するのかという課題を乗り越えるためのものである。解釈があってはじめて人に説明できる。さらに論述にとつながっていくのである。

④ 条例案をつくろう

- ・グループで上位を占めた 項目について具体的な 条例案を作成する。
- ⑤ 条例案を考えてみよう
  - ・条例案を作成するとした ら…どのような条例が いいのかを考える。

全体の話し合いの状況を見て, グループで何か一つの条例案を作成してみようと指示する。

- ・挙げられた項目以外のことを考 えた場合には、追加することもで きる。
- ・法的強制について, その正統性と 限界について意識させるように 留意する。

具体的に

- 1) 危害原理
- 2) 道徳的秩序の破壊について
- 3) 行為者自身についての危害について

- ⑥ 条例案の発表
  - ・各グループが考えた条例 案を各グループ順番に 発表する。

まとめ (10分) ①本時の目標を改めて共有する

・本時の目標を共有した上で,何が分からなかったのかをあぶりだす。

- ② より良い社会をつくる ための一つの工夫が条例 案作成であることを理解 する。
- ③ 振り返り 本時の授業で分かった たところ,分からないと ころ、感想を記入する。

#### (3) 実践報告(成果と課題など)

2019年10月4日に本授業を実践した。授業案作成に当たって留意した点は次のとおりである。

第一に、生徒分析が重要だということである。全てのクラスにどのような状況でも使える教材というものはない。全ての授業案は生徒の状況把握から始まる。また、年度のどの部分で展開するのか、教師と生徒の関係がどのように構築されている時期なのか等々前提条件を総合的にとらえた上で指導案を作成するべきである。

第二に、ストーリー性が重要だということである。一つひとつの授業をつな ぐストーリーを構築していかないと生徒は理解してくれない。「この時間はこ れまでの流れとは違う特別な授業です」という位置付けでは、魅力ある教材で も「面白かったね」で終わってしまう。

第三に、「現代社会」における授業実践なので、幸福・正義・公正の枠組みを 意識した展開にしなければならないということが挙げられる。この枠組みを 保つことで、様々な学習内容を深く理解できるようになると考える。

以上の三点を考慮した上で本教材を展開することになるが、その際のポイントはどのようにクラスに合わせて改造できるのか(留意点1)。前後の授業を貫くストーリーは保障できるのか(留意点2)の二点が挙げられる。

成果としては、本教材はクラスの状況に合わせた改造が可能であるということ、さらにその改造によって授業のストーリー性は保たれていたということがあげられる。さらには「現代社会」の政治的分野と経済的分野の架け橋を構築することができたという成果も合わせて挙げておきたい。

ルール作りについて大切なことは何か?という問いを授業実践から2週間後に問いかけてみた。その結果、もっとも多く記述された単語は「合意形成」であった。続いて「人に迷惑をかけない」、「自分が損をしない」、「道徳」という単語が複数挙げられていた。本教材が、社会の仕組みを理解するための貴重な機会になったと考えられる。

授業で挙げられた条例案で最も多かったのは「水上バイクと遊泳地域とを区別する」という案であった。海に近い学校であるためか、水上バイクは危ないという話題が多くの生徒から挙げられた。

課題としては,本実践校にとって内容が若干難しい部分があったことが挙げられる。最終段階での「条例をつくってみよう」に至るまでにいくつか飛び越えな

ければならないジャンプがある。全員が飛び越えるまでには工夫しなければならない点がある。ただ、この課題は本教材に問題があるということを指摘しているのではない。むしろ、小さな課題を克服することで生徒に大きな学習効果が期待できるのではないかということを述べているのである。1 つの教材を目の前にしてどのように改造することが有効なのかを考えるのは教師の仕事である。これは教材についての課題というよりは実践者にとっての課題である。

- (4) 参考資料 (使用教材・資料,授業の様子・板書など)
  - ア 前の授業からのつながりを保つために用いた資料
    - (ア) ルイズ・アームストロング『レモンをお金に変える法』河出書房新社 1 9 8 2 年
    - ※ これは本教材の展開に必ずしも必要なものではない。たまたま実践した 時期の前後の授業に合わせる必要があったから用いた資料である。本実践 者は授業のストーリー性の確保を最優先している。よって実践日が異なれ ば参考資料もかわる。
    - (イ) 生徒に示した資料

教材P30を次のように加工して生徒に示した。

※ 海の家に混ざってレモネード店を開業したという設定で授業を展開。



イ 配布資料 (ワークシート) 別紙のとおり。

## ウ 授業中の様子



- 5 参考:新学習指導要領における位置付け 新学習指導要領「公共」 A 公共の扉
  - (3) 公共的な空間における基本的原理

自主的によりよい公共的な空間を作り出していこうとする自立した主体となることに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア次のような知識を身に付けること。
  - (ア) 各人の意見や利害を公平・公正に調整することなどを通して,人間の尊厳と平等,協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ることが,公共的な空間を作る上で必要であることについて理解すること。

| 「現代社会」ワークシート   |                              |           | 20191004 |   |
|--|------------------------------|-----------|----------|---|
|  |                              | ) 氏名(     | \ P.A.   | ) |
| ーレモネ   | ード店!三洲                       | 甫市に進出」    | の巻       |   |
|  |                              |           |          |   |
| Q 順番をつけましょう ① 閉店時間につい ② 飲酒について ③ 営業形態いつい ④ スピーカー等の( ⑤ 清掃について ⑥ 水上オートバイ) ⑦違反行為につい ⑧ ゴミについて ⑨ ( 【1. 個人ワーク】 | って(ライブハウス形<br>使用について<br>について | 式は認めるか)   |          |   |
| 1 位  | (理由:                         |           | )        |   |
|  |                              | 私が考えたオリジナ | ールな項目は   |   |
|  |                              |           | 7743日14  |   |
|  |                              | 9 (       |          | ) |
|  |                              |           |          |   |
|  |                              |           |          |   |
| 最下位  | (理由:                         |           | )        |   |

| 【2.二人の意見】     |      |   |
|---------------|------|---|
| 1位            | (理由: | ) |
|               |      |   |
|               |      |   |
|               |      |   |
| 最下位           | (理由: | ) |
| 【グループワーク】<br> |      |   |
| 1 位           | (理由: | ) |
|               |      |   |
|               |      |   |
|               |      |   |
| 最下位           | (理由: | ) |
|               |      |   |

| 8. | 条例案をつ | < | ろ | う | ! |
|----|-------|---|---|---|---|
|    |       |   |   |   |   |

8 - 1

あなたのグループで1位になった項目について、文章で条例案を作成してみましょう。 その条例案を作成した理由も考えてください。

| 条例案を作成するときに使うメモ欄                            |
|---|
|   |
|   |
|   |
| <作成した条例案①>                                  |
|   |
|   |
| 3-2<br>皆さんが考えたオリジナルな項目の中から一つ選んで条例案を作成してください |
| <作成した条例案②>                                  |
|   |
|   |
|   |
| <その条例を作成した理由>                               |
|   |
|   |
| ① 閉店時間について                                  |

項目番号は右の番号

- ② 飲酒について
- ③ 営業形態いついて (ライブハウス形式は認めるか)
- ④スピーカー等の使用について
- ⑤ 清掃について
- ⑥水上オートバイについて
- ⑦違反行為について
- ⑧ゴミについて
- ⑨オリジナルな項目

| 9.        | いろい     | ろな    | グルー   | プがん    | 乍成 1 | た条   | 例案         |
|-----------|---------|-------|-------|--------|------|------|------------|
| $\circ$ . | v · _ v | ・ン・ム・ | / / • | 2 13 T |      | ノルニハ | $N \cap M$ |

| 項目番号 | 条 例 案 | メモ |
|------|-------|----|
|      |       |    |
|      |       |    |
|      |       |    |
|      |       |    |
|      |       |    |
|      |       |    |
|      |       |    |
|      |       |    |
|      |       |    |
|      |       |    |
|      |       |    |

| 1 | 0. | 今日の打 | 受業で疑問 | に思ったこ | と、わか | らなかって | たところを | を書いてく | ださい。 |
|---|----|------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|
|   |    |      |       |       |      |       |       |       |      |
|   |    |      |       |       |      |       |       |       |      |
|   |    |      |       |       |      |       |       |       |      |

令和元年11月1日

# 法教育推進協議会教材作成部会委員 野 畑 毅 (京都府立莵道高等学校教諭)

#### 法教育授業実践報告

(高校生向け法教育教材-ルールづくり-指導案「大学入試のアファーマティブ・アクションについて考えよう」)

- 1 実施日時 令和元年10月16日(水)午前11時45分~午後零時35分(第5時限)
- 2 実施校等
  - (1) 実施校 京都府立莵道高等学校
  - (2) 学年 第3学年
  - (3) 教科等 公民科「倫理」
  - (4) 指導者 同校教諭 野 畑 毅
- 3 単元等
  - (1) 単元(学習指導要領における位置付け) 現代の諸課題と倫理 学習指導要領の位置付け 公民科「倫理」
  - (2) 単元目標
    - ①現代に生きる人間の倫理的課題について思索を深めさせ,人間としての在り方生き方について自覚を深める。
    - ②倫理的な見方や考え方を身に付けさせ、他者と共に生きる自己の生き方にかか わる課題として考えを深める。
  - (3) 指導計画
    - 1限目 大学入試のアファーマティブ・アクションについて考える(本時)
    - 2限目 社会と個人の調和 功利主義
    - 3限目 正義と福祉 ロールズ セン
    - 4限目 社会の中の人間 リベラリズム コミュニタリアニズム

#### 4 本時

#### (1) 目標

現代に生きる人間が直面する諸課題のひとつである平等に関わる問題を取り上げ考察し 社会情勢の変化や新たに生じた問題に対応するため、主体的にルールを作成したり見直したり、利用できることについての理解を深める。

作成したルールを評価する観点(手段の相当性,明確性,平等性)について理解させ,他者と共によりよく生きていくことについて考察を深める。

## (2) 展開

| 進行(所要)     | 内容  | 指導上の留意点  |
|------------|---|--|
| 導入<br>(5分) | ・ワークシート【別紙1】を配布<br>し、トドウ大学の入試における<br>カメ枠の制度導入について、ホ<br>ウリス国でのカメ種族とウサギ<br>種族の経済的・社会的な格差を<br>歴史的経緯と現状から、理解す<br>る。 | ・生徒が黙読または教員が音読する。  |
| 展開① (10分)  | 【個人ワーク】問1ホウリス大学のカ   | カメ枠の導入は公正だろうか。   |
|            | ・大学入試において, ウサギとカ<br>メで異なった取扱いをすること<br>が公正かどうか, (カメ枠の導入<br>が公正かどうか), その理由も含<br>めて検討し, ワークシートに記<br>入する。           | <ul><li>「公正だろうか」という問いを「納得できるか」と言い換えて考えさせる。あまり時間をとらずに判断させ、その理由を簡潔にまとめさせる。</li></ul> |
|            | ・検討後,必要に応じて,生徒がいずれを選択したか,挙手で発表する。   | <ul><li>・答えのない問題であることから、「正解は何か」を<br/>意識して答えなくても良いことを伝える。</li></ul>                 |
|            |   | ・意見の中から「平等」「機<br>会の均等」に関するワード<br>があれば強調する。   |
|            |   | 生徒の意見 ・公正 現状が平等ではないのだ から必要 カメは授業料が払えない カメの環境が今よりも良 くなるから                           |

| 展開②       | 【個人ワーク】問2トドウ大学のカラ  | <ul><li>・不正</li><li>平等ではない</li><li>入試は公平であるべき</li><li>入試の成績(個人の努力)が評価されない</li><li>ウサギのチャンスが減る</li><li>株導入の理由を考えよう。</li></ul>                           |
|-----------|--|--|
| (10分)     | <ul><li>・資料【別紙2】を配布し、資料を<br/>参考にトドウ大学のカメ枠導入<br/>の理由を考える。</li><li>【個人ワーク】問3トドウ大学のカラ</li></ul> | ・カメ・ウサギの両方の立場<br>を客観的に考察するため、<br>トドウ大学の立場から考<br>えさせる。<br>メ枠導入の目的と手段が合理的  |
|           | <ul><li>か考えよう。</li><li>・大学の社会的使命や大学の独自性を考慮し、目的と手段が合理的であるかどうか考察する。</li></ul>                  | <ul> <li>・目的と手段が合理的であるかどうかの判断は、それぞれ異なってよいことを伝える。</li> <li>・絶対的平等と相対的平等について説明し、2つの平等の観点から問2や問3で考えた意見と照らし合わせて考えを深めさせる。</li> </ul>                        |
| 展開③ (15分) | <ul><li>【グループワーク】トドウ大学の公正なみ・各自で再検討を行い、その理由をワークシートに記入する。</li></ul>                            | 試制度を班で考えよう。 ・考えを深めるための論点を提示し議論を深めさせる(教員による考えるための論点を提示した後のディスカッション「深く考えるために」を参照)。   |
|           | ・グループ (5名) のうち3名が他 のグループの説明を聞きに回り 残り2名は自らの班の制度やそ の理由について説明を行う。                               | <ul> <li>・制度を考えることが難しくワークシートへの記入が難しい場合は、どのような考えを重視しようと思うか、重視した価値と他で制度を考えることが難しいのか等を記入させる。</li> <li>・どのような制度が良いの相当性、平等性について説明し、3つの観点として提示する。</li> </ul> |

・相手の意見を聞くだけではなく、その根拠や疑問点等を質問するなどして、相手の意見に対して応答するよう意識させる。

## まとめ (10分)

## 【個人ワーク】グループワークを踏まえ,あなたが公正だと考える 提案を考えよう。

- ・グループワークや他グループの 意見をふまえ, 平等の考え方, 制 度・ルールを考えるための3観 点を用い考察を深める。
- ・アファーマティブ・アクション について簡潔に説明し、アメリカにおける大学入試の制度の一例や判決を紹介し、興味・関心を高める。
- ・提案(ルール)の内容を評価する以下の2観点について,再度強調する。
  - ① 手段の相当性 何を目的とした提案 か,目的は合理的なも のか,目的のために役 に立つ提案か,役に立 つとしても手段として 適切(合理的)か。
  - ② 明確性 意味がはっきりと分か るか、複数の解釈がで きないか。

#### (3) 実践報告(成果と課題など)

(※以下「アンケートまとめ(一部抜粋)」及び「生徒感想」欄を参照願います。) 授業後にアンケートを実施したところ(有効回答数 45),「内容に対する意欲・関心は高まったか」という質問における肯定的な解答は9割であった。当校は上級学校への進学を希望する生徒が多いところ,実施学年が第3学年であるため内容に対する意欲・関心は高かったものと考えられる。大学への進学より専門学校の進学又は就職をする生徒が多い学校では,それぞれの学校の実情に応じた内容の変更が必要である。

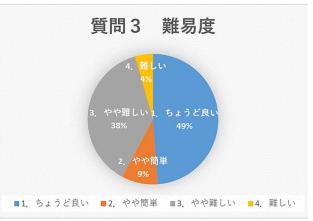
また、「学習内容が実生活に役に立つか」という質問については、9割の生徒が肯定的な解答であった。自由筆記の感想を要約すると、「自らの意見が他者の意見を受けて変わっていくことが面白い」「他者の意見を聞くのが面白い」という感想が多くみられた。生徒は、意見を共有することで理解を深めていくことに有用性を感じていると考えられる。課題として、ルールや制度について考察する評価する観点である、手段の相当性、明確性を、授業において十分に強調できていなかっため、自由筆記の感想には、ほとんど記述が見られなかった。

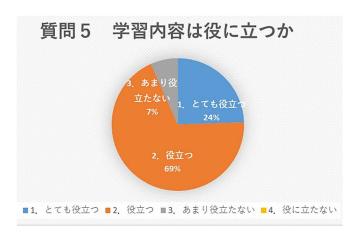
一方、「内容の難易度」については約5割の生徒が適当と解答する一方で、約4割の生徒が難しいと解答している。難しいと感じた生徒のワークシートや感想では、資料の読解、考慮・配慮すべき事項が多岐にわたるため議論の幅が広がり、何を議論すればよいのかわからなくなるという意見が多くみられた。したがって、

論点を明確にする必要があった。「カメの状況を改善するためにはどのような大学 入試の方法やその他の制度を取り入れるべきか」,「ウサギとカメの個の努力をど う評価すべきか」などの観点に絞って議論させ、提案について考察することが必 要であった。

## アンケートまとめ (一部抜粋)







# 生徒感想

今日話し合った問題が、もし普段のテレビで流れていたら「こういう制度ができました」くらいで、そうなんやと思って終わるけど、1つの問題を真面目に真剣に考えてみたら、意外と自分も考えを持っていることがわかった。

法学部に進学したいと考えているので、重なるところがあり面白かった。様々な立場や条件によって、自分の見方が変わっていくのが面白かった。もし自分の希望する大学で、このような制度があったらと思うと考える良い機会になった。

全ての人のニーズに応えることができれば一番良いが、それは難しいので、どういう方針でやっていくのかを決めるということは難しいことだなと思った。

すぐに格差が無くなるわけではないけれど、小さい頃からのカメとウサギの交流が 大事であって、将来の満足を考えた制度の必要性を感じたけれど、考えるのは難しい と思った。

グループワークを通じて出された意見を組み合わせると,現代社会に近い制度が出来あがるんだと思った。私たちの生きる社会は完璧ではないが,一人一人の平等を考えて制度が作られているのだなと思った。

格差をうめるためのルールが、新たな格差を生んでしまうこともあることに、もやもやしました。グループ学習で、ウサギ枠・カメ枠を同数に設定して、実力主義で選抜することに納得しましたが、グループの中には納得していない人もいたかもしれません。問題を解決したつもりが、新たな問題を生むこともあると考えると、果てしない問題だなと思いました。

経済的に苦しい生活をしている人たちに援助を行うことは非常に大切なことだと思うし、実際にも行われている。けれど、今回の合格者の50%をカメ枠とするというのは、経済的に比較的カメよりも良い生活を送るウサギにも影響がでてしまうと思う。ウサギの中にも、大学進学のために熱心に勉強してきた者もいるため、カメ枠のせいで合格するかもしれなかったウサギが合格できないのは納得できない。かといって、カメとウサギの経済格差もあるのは事実だから、大学入試以前の問題だと思う。

最初は簡単にパーセンテージを考えれば良いと思っていたけど、考えていくと難しいと思った。カメ枠を50%にすることに賛成だったけれど、グループで話し合うと考えが変わった。個人の平等を大事にすべきか、国全体の状況を改善すべきかという選択はとても難しかった。日本では、社会的に弱い立場にある人への優遇措置はあまり見られないが、考えないといけないと思った。

グループの議論では、ウサギとカメをそれぞれ配慮することがとても難しかったです。個々の実力を重視して、得点順に合格を決めるのが良いけれど、カメに配慮するなら25%ずつにして、残りの50%は枠なしの実力勝負であれば良いかなと思います。また、入学前と入学後の、カメのための奨学金をつくるのも良いんじゃないかと思いました。

最初は「ウサギにとって不利になるからカメ枠は公正じゃない」というのが私の意見でしたが、グループで意見を出し合った結果は「テストの結果を重視しカメ・ウサギを同じ基準で上位から合格させ、入学後に奨学金制度を導入する」ことになりました。でも、これで問題が解決ではないと思うし、もっと他のグループの意見はどうなのか気になりました。

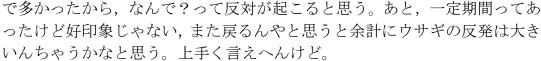
最初は、差別を無くしていくためにカメ枠の50%に賛成していましたが、カメの現状を資料から考えると大学の授業料が高いだろうし、ウサギの不満は高まるだろうと考えると、あまり良い案ではないのかなと思いました。ウサギ・カメ枠関係なく学力

のみで判断したり, 奨学金や学費免除の制度を作ったりするなど, 両方の立場から考えることが必要だと思いました。学力だけではない, 新しい試験を創設してカメの入学方法を増やすという案も出て面白かったです。

- (4) 参考資料(使用教材・資料,授業の様子・板書など)
  - ア 配布資料
    - 別紙1・2のとおり。
  - イ 授業の様子 班におけるディスカッションの一例

## トドウ大学入試カメ枠50%の提案についての第1印象のディスカッション

- A:公正ではないかな,実力主義で良いか な。
- B:種族間の格差解消も大事やけど,実力 も大事かなぁって,どっちかわからへ ん。
- B:目的として種族間格差の解消は良い と思うけど、もともとウサギは80%



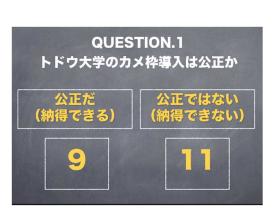
A:確かにウサギの反感を買いそう。

B: それに,経済格差の解消じゃなくて, ウサギとカメの関係性って考えると, あんまり良くならないんじゃないかな って…。逆にウサギが離れていくんと ちゃうかなぁって…。

A:あー、確かにそれはあるかも。

C: うちのグループには賛成派 (トドウ大 学のカメ枠 50%の提案) はおらへん?

D:うちも実力主義やし…。



#### どんな提案が公正だろうか?についてのディスカッション

- A:でも、このままやったら、格差は縮まらへんよなぁ。
- C:大学って、格差の是正をやらなあかんとこなんかなぁ。
- D: そうそうそう, 大学だけがやることではないよなぁ。
- B:大学入試って、得点で決める実力主義なとこもあるやろ。
- A: 高校の時点で差が開いてるやん。小学校くらいから取り組まなあかんのちゃう。 高校・大学だけで解消するんって厳しくない?

## |教員による考えるための論点を提示した後のディスカッション

D:めっちゃ,難しいやん。

C:学力あるのに,大学行けへんていうのは,カメとウサギでも関係ないと思 うし、なんか援助する方法はいるよなぁ。今でいう奨学金みたいな。

A:あぁ, そやなぁ。

C:これぐらいしか、思いつかへんわ。

D:なんか、全部みるっていうのは?内申みたいな感じで。

A:内面重視するみたいなやつ?それ やったら, 面接と小論文で決めてし まうみたいな?

D: そうそう、学力だけで判断するわ けちゃうようにすんねん。それで, その人を合格させるみたいな。そう るのはありちゃうかな。

いう入試を取り入れたみたいにす

# 深く考えるために

・ウサギ種族の過去の不正を、現在の大学入試でカメに補償するこ

・大学入試における個人の結果の重視か、社会的・経済的に弱い立 場にあるカメの優遇か

・カメの優遇が、ウサギへの逆差別とならないか (ウサギの待遇・利益・公平感が損なわれないか)

・生まれた種族や育った環境などを、個人の責任としてよいか

・富裕なカメと経済的に困窮するウサギのどちらを優遇すべきか

C:その入試の細かいことは、教えへ

んってしたらええんちゃう。何を評価してるかわからんのやったら、カメ枠 50%にせんでええし。

B: 受験生にバレたらやばない?

C: そやなぁ, あかんか。

A:これ、どうやってまとめる?難しくない?わかるように書かなあかんねん やろ。

B:学力重視のテストもあるけど、個々の・・・

A:事情?

C:能力?

B:長けた能力も…。

A:…考慮して。

B:考慮した入試制度を取り入れる。

A:でさ、これって、結局は実力主義ってこと?

B: うーん, でもなんもない人 (考慮する事柄のないカメとウサギ) は無理や な。そしたら、ウサギもカメもおんなじってことになるな。

A:カメは実力で這い上がってこいってこと?

D:でも、ウサギの持ってる学力とカメの持ってる学力っておんなじなんちゃ うの?能力おんなじやんな?

B:能力が同じカメとウサギやったら実力主義のほうが公正やし、ちょっと学 力の低いカメやったら、カメの経済的な環境が良くなくて学力が低くてもい けちゃう (入学することができる) 入試の制度にするみたいな。

A:あー,なるほどー。

C:でもさ,ウサギはあれやん。経済的に恵まれてるやん,でもカメはそうちゃうやん。そうやし、学費を払われへんから受験せえへんってなったらあかんし、大学入学したら使える奨学金みたいなんがあったら、ええんちゃう?

A:あー, そやなー。

B: なんや, 今あるような制度みたいや なこれ, 考えてたら。

D:ほんまやな。

5 参考:新学習指導要領における位置付け 新学習指導要領 公民科「公共」

A 公共の扉

(3) 公共的な空間における基本的原理

自主的によりよい公共的な空間を作り出していこうとする自立した主体となることに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア次のような知識を身に付けること。

(4) 人間の尊厳と平等,個人の尊重,民主主義,法の支配,自由・権利と責任・義務など,公共的な空間における基本的原理について理解すること。

上記内容項目の学習として実施が可能と考える。また,功利主義や正義と福祉に関わる学習項目としての実施も可能であろう。

## 各班の意見

# QUESTION.3③ トドウ大学として公正な提案を考えよう

提案

1班 テストは平等に受験に実力、奨学金制度

2班 カメかウサギか書かずにテスト、上位からとる

3班 学力だけでなく、個々の長けた能力を考慮する入試にする

4班 カメウサギも経済的に厳しいものは奨学金を提供 学力重視

5班 50%でとるが公表しない 批判がある

別紙1





| 3年  | 組 | 番 | 氏名 |  |
|-----|---|---|----|--|
| 班番号 |   |   |    |  |

#### 【事例】

ホウリス国は、長らくウサギ国の植民地であり、原住民であるカメは、ウサギから迫害を受け、 経済的に恵まれない生活を送っていた。その後、ホウリス国は今から約50年前に独立し、ホウリ ス国に残ったウサギと原住民のカメは一緒に暮らし始めた。

月日が流れ、現代に至り、ホウリス国におけるウサギとカメの人口比率は等しくなったが、植 民地時代に迫害を受けていたカメは、相変わらず貧しい暮らしを送っており、豊かな暮らしを送 っているウサギとの経済格差が、ホウリス国で大きな社会問題となっている。

そのような中、現在、在学生の80%以上がウサギであるトドウ大学は、来年度の入試から「入学定員の50%をカメ枠とする」という方針を発表した。

| 問1   | 【個人ワーク】 | トドウ | 大学のカ  | メ枠の導入は | 公正だる | ううか。                 |        |                |
|------|---------|-----|-------|--------|------|----------------------|--------|----------------|
|      |         |     | 公正だ   | •      |      | 公正ではない               | 1      |                |
| 【理由】 |         |     |       |        |      |                      |        |                |
|      |         |     |       |        |      |                      |        |                |
|      |         |     |       |        |      |                      |        |                |
|      |         |     |       |        |      |                      |        |                |
|      |         |     |       |        |      |                      |        |                |
|      |         |     |       |        |      |                      |        |                |
| 問 2  | 【個人ワーク】 | なぜ, | トドウ大学 | 学はカメ枠を | 導入した | :のか, 【資 <sup>;</sup> | 料】を基に、 | トドウ大学 <i>の</i> |
|      | 立場から考え。 | よう。 |       |        |      |                      |        |                |
| 【理由】 |         |     |       |        |      |                      |        |                |
|      |         |     |       |        |      |                      |        |                |
|      |         |     |       |        |      |                      |        |                |
|      |         |     |       |        |      |                      |        |                |
|      |         |     |       |        |      |                      |        |                |
|      |         |     |       |        |      |                      |        |                |

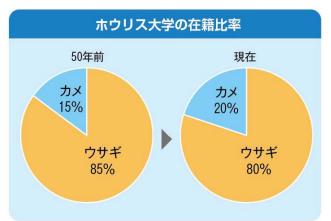
|         | FAR |
|---------|-----|
| ワークシート2 |     |
|         |     |

| 年 | 組 | 番 | 氏名 |
|---|---|---|----|
|---|---|---|----|

| 植民地時代から続く種族間の格差をなくすため,                              |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
| 」と発表した。   |  |  |  |  |
| ①【個人ワーク】(1)~(3)について考えよう。                            |  |  |  |  |
| (種族間格差の解消) は合理的だろうか。                                |  |  |  |  |
| □ 合理的ではない。  |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
| めの手段として合理的だろうか。                                     |  |  |  |  |
| 口 合理的ではない。  |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
| 正な提案といえるかどうか, もう一度考えよう。                             |  |  |  |  |
| 正な提案といえるかどうか、もう一度考えよう。<br>口 公正ではない。                 |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
| 口公正ではない。  |  |  |  |  |
| □ 公正ではない。<br>よう。                                    |  |  |  |  |
| <ul><li>□ 公正ではない。</li><li>よう。</li><li>反対派</li></ul> |  |  |  |  |
| よう。         反対派         【理由】                        |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |

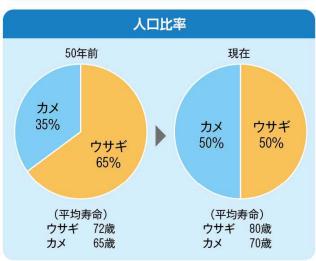


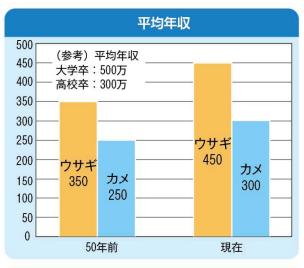


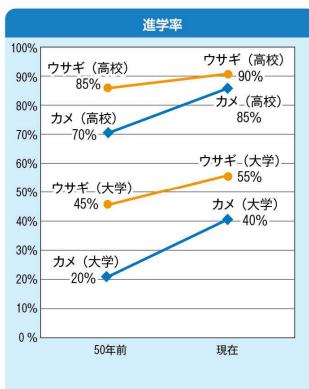


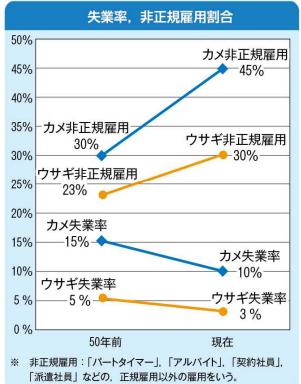


法教育マスコットキャラクター 「ホウリス君」









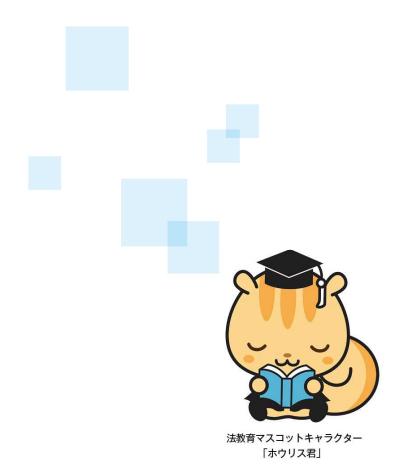


#### 【参考①】異なった取扱いを認めてよいか

| 絶対的平等 | 現実に存在している違いを考慮せず、異なった取扱いは一切認めるべきではないという<br>考え方                  |
|-------|---|
| 相対的平等 | 現実に存在している違いを考慮に入れた取扱いを認めるべきとする考え方<br>合理的な区別は許容されるが、不合理な差別は禁止される |

## 【参考②】アファーマティブ・アクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被ってきた人々に対して、一定の範囲で特別の機会を提供するなど、実質的な機会均等を実現するために講じる暫定的な優遇措置のこと



令和元年10月31日

法教育推進協議会教材作成部会委員 加 納 隆 徳 (秋田大学教育文化学部講師) 法教育授業実施者 鈴 木 航 生 (私立聖霊女子短大付属高等学校教諭)

法教育授業実践報告

(高校生向け法教育教材 - 私法と契約 - 指導案「契約とは何か」)

1 実施日時

令和元年7月17日(水)午後2時~午後2時50分(第5時限)

- 2 実施校等
  - (1) 実施校

私立聖霊女子短大付属高等学校(秋田県)

- (2) 学年
  - 第3学年
- (3) 教科等

学校設定科目「公民探究」

(4) 指導者

同校教諭 鈴 木 航 生

- 3 単元等
  - (1) 単元(学習指導要領における位置付け)

基本的人権の保障(高等学校学習指導要領「現代社会」の大項目「(2) 現代社会と人間としての在り方生き方」の中項目「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」)

(2) 目標

現実の事柄や課題を基に,憲法の下,適正な手続に則り,法や規範に基づいて 各人の意見や利害を公平・公正に調整し,個人や社会の紛争を調停,解決することなどを通して,権利や自由が保障,実現され,社会の秩序が形成,維持されていくことについて理解させる。

(3) 指導計画

1時間の授業を実施。(特別に実施したもの)

- 4 本時
  - (1) 目標

桃太郎を素材にした教材を通して,契約の基本的な原則である「契約自由の原則」とその修正についての考え方を追究して,話合い活動を通じて理解すること

# ができる。(知識・技能)

# (2) 展開(下線部分は、教材の指導案に追加した部分)

| 進行         | 内容   | た   |
|------------|--|---|
| (所要)       | <u> </u>   | 指導上の留意点   |
| 導入<br>(7分) | 身近な契約例を考えさせる。 ・「契約をしたことがあるか」と発問する(挙手など)。 ・「契約だと思うことがあるのか?」と発問する。  身近な契約例を紹介する。  「私法と契約」が堅苦しいものではなく身近なものであることを紹介する。 | 以下の契約例を紹介し、契約が<br>身近なものであることを生徒から<br>引き出させ、理解させる。<br>[契約の例] 下線部は実際に生徒が<br>がら出た例 で商品を買う(売買契約の)<br>方達からのお士産をもり、<br>大達がののお子では、<br>で商品を買うのお子では、<br>で商品を買うのお子では、<br>で商品を買うのお子では、<br>で商品を買うのお子では、<br>はである。<br>(贈与契約)<br>スキーウエアや、)<br>インスを借りるでする(<br>学校に入るときの契約を<br>する |
|            | プリント【別紙1】(教材<br>P44~46)をもとに契<br>約自由の原則(私的自治の<br>原則)を説明する。  | 以下を参照して説明する。<br>私法と契約の概要「2(2)契約<br>自由の原則(私的自治の原則)」<br>プリントを参照して「個人」で自由<br>に契約を結べることを理解させる。<br>また、契約をする際には、義務も発<br>生することを紹介する。<br>契約の例を紹介する。<br>「例」<br>両当事者の契約自由の原則を把握<br>させる。   |
| 展開 (9分)    | 課題把握 ・「ワークシート1」【別紙 2】(教材 P 5 6 ~ P 5 7 を 基に作成したもの)を配布 し,課題を把握させる。 ・「桃太郎」の中の契約を探 ろうと疑問を持たせる。                        | 課題を把握する時点で ,生徒へ理解を促すためにクラス全体で共有するようにしたい。( プリントの内容を教員が読み聞かせるなどの工夫が必要になる)   |
|            | 問1 契約書を作ってみよう  |   |
|            | グループワーク(桃太郎役<br>とサル役の2名以上)   | 生徒には , 「可能な限り将来も<br>め事が発生しないような契約書を   |

|             | ・桃太郎とサルとの間の契約書を作成させる。   | 作成すること」と指示し、合意事項3~5欄に、必要と考える事項を隣の人と一緒に検討をさせる。<br>教員からは「具体的に想像しながら、契約書を作ってみよう。」と<br>声かけをする。   |
|-------------|---|--|
| 展開 (27分)    | う。( <u>ここからは4~5</u> :<br><u>行</u> )<br>(1)サルは,桃太郎の服<br>(2)サルが洗濯をしなた<br>動期間中のきびだんこ<br>(1)桃太郎はサルに対し<br>を支払う必要がある<br>(2)キジと同じ数のきて<br>ルは,そのことを理<br>るか。<br>サルは,桃太郎との契約 | が発生した場合について考えてみよ名によるグループによる話合いで進るの洗濯をしなければならないか。かった場合も、桃太郎は、船での移ごをサルに支払う必要があるか。です。がたんごをもらえなかった場合、サ連由に、契約を解消することができるか。をせながら、「契約書」を作成する。  (注意点として説明) 「募集要項は一緒なのに」、サルはキジと違う数の報酬として改善さび回子であることを理由に、対のさび回子であることを理由に、対象を破棄出来ることを伝える。 |
| まとめ<br>(7分) | 契約自由の原則について復習させる。   | 「導入」で説明した「契約自由の原則」(当事者は,契約の内容等を自由に決められる)を振り返らせる。 ・実質的な平等をはかるために, 契約自由に関わる「修正」を勉強する。(例:クーリングオフ制度,消費者契約法,労働基準法,最低賃金法) 「もし,不慮の事故にあったときはどうするのか?と書いている生徒が多かったけど,こういう場合はどうするの?」など  |

|  | <u>具体的に契約書の講評を考え</u><br>てみてください。 |
|--|----------------------------------|
|  |                                  |

#### (3) 実践報告(成果と課題など)

今回,実践を行った学校は秋田県内の私立女子高等学校である。同校は主権者教育を行うなどの取り組みをしており,通常授業においても「話合い」活動を積極的に取り入れている。そのため,今回の法教育授業においてもスムーズに話合い活動を行うことができた。

以下に,本実践における成果と課題を述べる。

本実践において成果として2点示すことが出来る。

まず,第1点目は「契約自由の原則」について話合い活動を通じて主体的に学ぶことができた点である。生徒たちがよく知っている「桃太郎」の話題から,桃太郎とサルやキジとの間でどのような契約(雇用契約)が成立できるかを積極的な話合い活動を通して,契約の意義や課題について学ぶことが出来た。特に,展開の部分において,生徒の中で意見が分かれる部分( ~ )について,教員側から「なぜそのように考えたの?」という追加質問から議論の深まりを見せることができた。その他にも,「鬼退治」の正当性の件では,その内容が認められるか否かについて生徒と教員との間で議論が交わされ,契約自由とその制約法理に関わる基本的な問題点を議論出来ていた点はこれまでに無い授業であったと言える。

第2点目として、雇用契約を学ぶことを通じて、「労働法」の基本原則を生徒自身で導き出すことができた点である。これまでの労働法学習といえば、教科書で労働法の名前(労働三法や最低賃金法)を覚えたり、労働法で定められている内容について学んだりすることが多かった。しかし、本教材においては、桃太郎の話を通じて「雇用契約」の意味を生徒自らが導き出すことが出来た。一例として、「サルが応募してしまった「雇用契約」が存在するのだから、従業員は雇用契約を守るのが当然」という生徒の意見があったときに、教員が「従業員」の間に差をつけた待遇があることについて指摘し、生徒たちがその事について考え直す姿がみられた。このことは、具体的な話題から雇用契約の意味を考える上でも有用であるように感じられた。

課題点についても2点挙げることができる。

第1点目は問題設定の理解について,丁寧に行わないと話合いが成立しない点である。今回の場合は教員側の工夫を下記の通り行った。

問題設定を教員側が読み上げる。

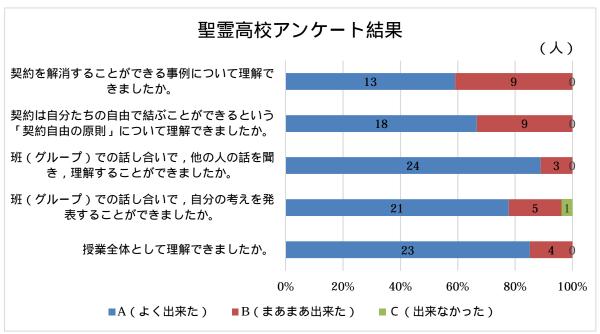
生徒がつまずきそうな点については適宜フォローを入れる。

については,本教材のレベルから読み上げる必要も無い場合も想定されるであろうが,今回は設定について教員が読み上げる形式で授業を行った。 については,「雇用契約」について,どういう状況で契約を結んだのかという点が生徒側の想像に任されている部分が多いため,教員側が適宜,ねらいに即した形でのフォローをグループ活動内で行った。これらの工夫を丁寧に行った場合には,比

較的スムーズに授業は進行すると考えられる。また,本実践においては法務省教材をそのまま利用するのでは無く,教員側が生徒の実態に応じた自作プリントにて授業を行った点も成功に繋がった点である。

第2点目は,「グループ活動」の焦点化を如何にするかという点である。これについては,「契約自由」の原則とその修正を学ぶための教材であり,生徒自身が雇用契約のイメージを持てるかどうかが重要になってくる。実践校を含めて,アルバイト経験のない生徒が多い学校も多い。そのため,雇用契約のイメージを持てない生徒も多いと思われる。本実践においては,契約を縁遠いものと感じさせないための工夫として,生徒から出てきた「在学契約」や「銀行の取引契約」などを取り上げたり,実際の生活に出てくる「商品の値引き」の場面を紹介し,契約内容を変更させる場面を想像させたりするなどの工夫を行った。

授業後に行ったアンケート結果を下記に示す。アンケート結果からも概ね生徒からは授業のねらいにあるグループ活動における話合いが出来たことを示しており、授業内容に関わる内容も概ね理解出来ていることが示されている。生徒の自由感想においては、自分が「契約」だと思っていないものが多くあったことを知ることが出来たというものや、「契約」についてもっと学習をしていきたいというものなども多数記されており、授業において「関心・意欲」を高めることができたと考えられる。



今回の実践においても,一部の生徒からは話合い時間をもう少し余裕をもって参加したかったという意見もみられ,学校に合わせた形で授業構成を考える必要があると考えられる。

成果と課題を述べたが,今回の実践では,非常に有効な学びができたと考えられる。

(4) 参考資料(使用教材・資料,授業の様子・板書など) ア 配布資料

別紙1及び別紙2のとおり。

なお,別紙2の2ページ以降は,教材(P57)を基に作成した(作業スペースを大きめに作り替えたバージョン)。

- イ 板書はなし。
- 5 参考:新学習指導要領における位置付け 新学習指導要領 公共 公民科「公共」
  - 2 内容 B 自立した主体としてのよりよい社会の形成に参画する私たち 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会 の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、 他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身 に付けることができるよう指導する。
    - ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
      - (ア) 法や規範の意義及び役割, <u>多様な契約及び消費者の権利と責任</u>, 司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に,憲法の下,適正な手続きに則り,法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し,個人や社会の紛争を調停,解決することなどを通して,権利や自由が保障,実現され,社会の秩序が形成,維持されていくことについて理解すること。





# 概 要



# ■ 契約は生活を豊かにするものであること

私たちの生活は、契約に囲まれているといっても過言ではありません。

例えば、コンビニでお弁当を買う(売買契約)、電車に乗る(旅客運送契約)、スキー場でスキーウエアやスキー板を借りる(賃貸借契約)、友達からお土産をもらう(贈与契約)、これらは全て契約です。私たちには、契約を一度もしないまま一日を過ごす日はないかもしれません。

旅行に行ったり、コンサートに行ったりといった趣味を楽しむ際にも、契約が必要ですし、将来的には、資金の融資を銀行から受けて会社を立ち上げるなどといった形で契約と関わる生徒もいるかも しれません。

このように契約は、人が生きていく上で避けては通れないものです。そして、人々の生活や社会を 豊かにするためにあるものであると言えます。

# ● 2 契約の基本的な考え方

#### (1)契約とは

契約とは、当事者双方の意思表示(考えを表すこと)が合致することで成立する約束のことです。 例えば、「この本を1,000円で売る」、「この本を1,000円で買う」という売手と買手の意思表示が合致 することで売買契約が成立します。

売買契約のほか、贈与契約、賃貸借契約、雇用契約など様々な形の契約があります。これらはいずれも、意思表示が合致したといえれば、契約書を作成しなくても契約が成立します。それがたとえ口約束であっても、当事者間の意思表示が合致した以上、契約は成立するのです。

他方, 例えば, 自分の名前が書かれた, 身に覚えのない契約書が存在していたとしても, 当事者双方の意思表示の合致がなければ, 契約が成立したとは言えません。

#### (2)契約自由の原則(私的自治の原則)

契約の基本的な考え方として、契約自由の原則(私的自治の原則)があります。

契約自由の原則は、個人と個人の間で結ばれる契約については、国家が干渉せず、それぞれの個人の意思を尊重するという原則のことを言います。私的自治の原則も、ほぼ同じことを意味しています。

この契約自由の原則(私的自治の原則)は、個人の自由を尊重し、国家はできるだけ私人同士の関係に干渉すべきではないという近代法の考え方に基づいています。

具体的には,

- 契約を結ぶかどうかをそれぞれの個人が自由に決めることができる
- 契約を結ぶとしても、誰と結ぶか、どのような内容の契約を結ぶかをそれぞれの個人が自由に決めることができる

<sub>要</sub> 別紙1

概

というものです。

契約の成立には両当事者の合意が必要ですので、片方の当事者だけが契約の成立を望んでいたとしても、もう片方の当事者がそれを拒めば、契約は成立しません。

そして,両当事者が自分の意思で合意して契約が成立した以上は,契約の効力として,両当事者に それぞれ権利と義務が発生し,義務を履行する責任が生じます。

例えば、商品の売買契約であれば、売主には代金を請求する権利と商品を引き渡す義務が生じる一方で、買主には商品の引渡しを求める権利と代金を支払う義務が生じ、それぞれ義務を履行する責任が生じます。

もし、結んだ契約の内容がきちんと実行されない、例えば、代金を支払ったのに商品がもらえない、 事前にアパートの家賃を支払っているのに別の人が住んでいたなどといったことが当たり前に起こる 社会だったら、どのような事態になるでしょうか。そのような社会であれば、安心して、物を買った り、アパートを借りたりといった経済活動ができなくなってしまいます。

また、売主や貸主の立場から考えても、商品を引き渡したのに代金を支払ってもらえない、アパートを貸したのに家賃を支払ってもらえないなどといったことが当たり前に起こる社会であれば、誰も物を売ったり、貸したりしようとは考えなくなるでしょう。

そのようなことにならないよう、皆が安心して契約を結ぶことができるように、契約が成立した以上は、両当事者にそれぞれ義務を履行する責任が生じるのです。

同じ理由から、一度成立した契約を当事者いずれかの都合で解消することは、原則としてできません。

もっとも,このような考え方は,契約を結ぶ時点で,両当事者が自分の意思で合意して契約をして いることが前提となっています。

ですから、契約した時点で、どちらかの意思が不完全であれば、意思表示が合致したとはいえず、その契約は解消できることになります。

# ● 3 実質的な平等を図るための例外

契約自由の原則は、対等な個人同士の契約を前提としています。しかし、現実の社会に目を向けると、必ずしも、対等な個人の間でばかり契約が行われているとは限りません。例えば、一般の消費者と事業者との間には、商品に対する情報の質や量、交渉力に格段の差があることは明らかです。

消費者などの社会的・経済的弱者に一定の保護を与えることなく、対等な個人を前提とする契約自由の原則を徹底すると、事業者などの社会的・経済的強者にとって有利な契約ばかりが成立しかねず、かえって不平等や不公正な結果となってしまいます。

そこで、実質的な平等を図り、社会的・経済的弱者を保護するために契約自由の原則が修正(制限) され、当事者が合意した内容であっても、契約として効力を生じなかったり、契約の解消が認められ たりと、例外的に特別な制度が設けられています。

●消費者と事業者との間の情報の質・量、交渉力の格差に着目して、消費者を保護し、事業者との間での実質的平等を図るために設けられた制度・規定



- →クーリング・オフ制度(特定商取引に関する法律),事業者の不当な勧誘や契約条項から消費者を守るための規定(消費者契約法)
- ●労働者を保護し、雇用者との間での実質的平等を図るために設けられた規定
  - →労働基準法, 最低賃金法

これらの特別な制度によって、社会的・経済的弱者を保護するための様々な手当が行われています。 このような社会的・経済的弱者を保護するための特別な制度を授業で取り上げる際には、

- ●契約は身近なものであり、人々の生活を豊かにするものであること
- ●契約の基本的な考え方として,契約自由の原則があること
- ●契約の内容は守らなければならず,一度結んだ契約は原則として解消できないこと

を前提として、「なぜ契約自由の原則に例外があるのか」を考えさせた上で取り上げると、生徒の理解がより深まるものと思われます。

※ 参考:消費者教育に関するウェブサイト消費者庁ホームページ https://www.caa.go.jp/

別紙2





## 年 組 番 氏名



# 仲間募集

僕と一緒に、悪い鬼を退治してくれる仲間を募集し ます!

村から鬼ヶ島までは船で移動します。船の中での仕事はありません。

報酬は、1日当たりきびだんご10個です。

行き帰りの移動期間も含め、毎日お支払いします。

桃太郎

鬼退治なんて, やりがいのある 仕事だし, やってみたいな。 船での移動中は, 本でも読んで のんびりしようかな。



募集要項を見たサルの考え

募集要項

問1 契約書を作ってみよう。

### 契 約 書

| 合意事項1. | サルは鬼ヶ島で鬼退治の仕事をする。   |
|--------|---|
| 合意事項2. | 桃太郎はサルに対し、村を出発してから、また村に戻ってくるまでの間、報酬として、<br>毎日10個のきびだんごを支払う。 |
| 合意事項3. |   |
|        |   |
|        |   |
| 合意事項4. |   |
|        |   |
|        |   |
| 合意事項5. |   |
|        |   |
|        |   |

- **間2** 契約書中の<u>合意事項1と2しか合意されていない</u>と仮定したとき、次のようなトラブルが発生した場合について考えてみよう。
  - ① 鬼ヶ島に向かう途中の船でサルが本を読んでいたところ、桃太郎から、桃太郎の服を洗濯するように指示された。サルが「募集要項には、船の中での仕事はないと書いてあったから、やりたくないよ」と答えたところ、桃太郎は、「船での移動期間もきびだんごを払っているのだから、このくらいやってくれてもいいだろう。やってくれないなら、移動期間中のきびだんごはもう払わないよ」と言った。

## Q1 サルは、桃太郎の服の洗濯をしなければならないか。

|              | □ 洗濯をしなければならない         | □ 洗濯はしなくてもよい       |
|--------------|------------------------|--------------------|
| (そう考えた理      | 里由)                    |                    |
| o -          |                        |                    |
|              |                        |                    |
| L            |                        |                    |
| 02           | サルが洗濯をしなかった場合も,        | 桃太郎は,船での移動期間中のきびだん |
|              | ごをサルに支払う必要があるか。        |                    |
|              | 口支払う必要がある              | 口支払う必要はない          |
| そう考えた理       | <b>中</b> )             |                    |
| てり与えた歴       | ш/                     |                    |
|              |                        |                    |
|              |                        |                    |
|              |                        |                    |
|              |                        |                    |
| ちいが始得す       | る契約内容をグループで考えてみよう!     | 1                  |
| Z (1)/#114 y | 3×11142/10 / (1/20/20) |                    |
|              |                        |                    |
|              |                        |                    |
|              |                        |                    |
|              |                        |                    |
|              |                        |                    |
|              |                        |                    |
|              |                        |                    |

| 2 | ② 鬼ヶ島に向かう船の中で、サルは、同じように募集要項をみて鬼退治に参加したキジと知り合っ         |
|---|---|
|   | た。<br>キジと話す中で,サルは,キジが毎日15個のきびだんごをもらっていることを知った。 サルは怒り, |
|   | 桃太郎に、「同じ仕事をするのにキジが15個で、私が10個というのは不公平だ。今後は、私にもキ        |
|   | ジと同じ15個のきびだんごをちょうだいよ。くれないのなら、この契约は解消する」と申し出た。しかし、     |
|   | 桃太郎は,「サルは1日10個で纳得したんだから,今後もそれしか払えないよ」と答えた。            |
|   |   |

Q1 桃太郎はサルに対して、今後、1日15個のきびだんごを支払う必要があるか。

|          |         | 口支払う必要がある                 | 口支払う必要はない              |        |
|----------|---------|---------------------------|------------------------|--------|
| (そう考えた理  | 且由)     |                           |                        |        |
|          |         |                           |                        |        |
|          |         |                           |                        |        |
|          |         |                           |                        |        |
|          | 4274    | 同いもの本がだしてま                | ***********            | エのマレ太神 |
| ų2       | キンとに、契約 | 向し致いさいたんとを<br>的を解消することができ | もらえなかった場合, サルは,<br>るか。 | COCCER |
|          |         | 解消することができる                | □解消することはできない           |        |
| (そう考えた理  | !由)     |                           |                        |        |
|          |         |                           |                        | 1      |
|          |         |                           |                        |        |
|          |         |                           |                        |        |
| このトラブルを「 | 坊ぐ方法!   | まなかったのだろうか…??             | 考えてみよう!!               |        |
|          |         |                           |                        |        |
|          |         |                           |                        |        |
|          |         |                           |                        |        |
|          |         |                           |                        |        |
|          |         |                           |                        |        |

| (3 | り サルは、鬼ヶ島に向かう船の中で読んだ新聞に「平和な村に衝撃!鬼一家にけがをさせ、金品     |
|----|--|
|    | を奪った桃太郎一派の凶行」という記事が載っていて、桃太郎が以前から鬼に対して強盗をしてい     |
|    | たことを知った。 鸷いたサルは、 桃太郎に、 「悉い鬼を退治するやりがいのある仕事だと思って応募 |
|    | したんだよ。平和に暮らしている鬼に乱暴するなんて知っていたら、応募しなかったよ。こんな仕事は   |
|    | できないから、この契约は解消したい」と申し出た。しかし、桃太郎は、「鬼を倒しに行くという仕事内  |
|    | 容自体は一緒じゃないか。その仕事内容に纳得して契约したんだから、契约の解消はできないよ」     |
|    | と答えた。  |

# ロ サルは、桃太郎との契約を解消することができるか。

| う考え  | た理由)                    |      |  |
|------|-------------------------|------|--|
|      |                         |      |  |
| 0    |                         |      |  |
|      |                         |      |  |
|      |                         |      |  |
|      |                         |      |  |
|      |                         |      |  |
| ラブルを | を防ぐためには何が必要だったのだろう      | か? ? |  |
| ラブルを | を防ぐためには何が必要だったのだろう:<br> | か??  |  |
| ラブルも | を防ぐためには何が必要だったのだろう。     | か??  |  |
| ラブルも | を防ぐためには何が必要だったのだろう。     | か??  |  |
| ラブルを | を防ぐためには何が必要だったのだろう      | か??  |  |
| ラブルも | を防ぐためには何が必要だったのだろう      | か??  |  |

令和元年10月28日

# 法教育推進協議会教材作成部会委員 稲 垣 俊 介 (東京都立江北高等学校主任教諭)

#### 法教育授業実践報告

(高校生向け法教育教材-私法と契約-指導案「契約とは何か」)

- 1 実施日時
  - 令和元年10月23日(水)午前9時40分~午前11時30分(第2·3時限)
- 2 実施校等
  - (1) 実施校 東京都立江北高等学校
  - (2) 学年 第3学年
  - (3) 教科等 情報科「情報の科学」
  - (4) 指導者 同校主任教諭 稲 垣 俊 介
- 3 単元等
  - (1) 単元 (学習指導要領における位置付け)

(高等学校学習指導要領)

情報科「情報の科学」

- (4) 情報技術の進展と情報モラル
  - ウ 情報社会の発展と情報技術

情報技術の進展が社会に果たす役割と及ぼす影響を理解させ、情報技術を社会の発展に役立てようとする態度を育成する。

#### (2) 目標

情報技術の進展が情報社会や私たちの日常生活にどのような影響を与えているか、また、このような情報社会の発展によってどのような問題が生じているのか、さらに、このような問題に対して個人としてどのようにかかわっていけばよいのかを考えさせる。そして、情報社会におけるよりよい人間関係を構築・維持するために必要なルールやマナーについて理解を深め、それを守って生活する態度を育成する。

(3) 指導計画(本校は2時間連続授業で情報の授業が実施されている)

1, 2時間目・・・情報社会と情報セキュリティ

3, 4時間目・・・情報社会のコミュニケーション

5,6時間目・・・情報社会の技術・文化の発展と知的財産権、著作権

7,8時間目・・・情報社会の契約を考える(本時)

9,10時間目・・・情報社会の発展と情報技術

## 4 本時

#### (1) 目標

ア 契約が日常生活において身近なものであること,契約が個々の生活を豊かに するものであることを実感させる。

- イ 私的自治の原則(契約自由の原則)や,契約に関する基本的な考え方(契約は,当事者双方の意思が合致することで成立し,その結果,当事者双方に権利と義務が発生すること)について理解させる。
- ウ インターネット上の取引等,情報社会での具体的な事例を通じて,契約成立の要件や,いったん成立した契約を例外的に解消できる場合について理解させる。

#### (2) 展開1 (7時間目)

| 進行 (所要) | 内容                | 指導上の留意点            |
|---------|-------------------|--------------------|
| 導入      | 本授業は,情報社会に生きる高    | 本時の内容と,カリキュラ       |
| (10分)   | 校生が知るべき契約について考    | ムを伝えることで情報社会       |
|         | える授業であると伝え(【別紙    | における契約について学ぶ       |
|         | 1】スライド①),本時のカリキ   | ことを生徒に伝える。         |
|         | ュラムを伝える(スライド②)。   | また本時の目標を生徒に        |
|         | さらにそのカリキュラムで何を    | 述べて、他教科(公民科や家      |
|         | 学ぶのかを説明する(スライド    | 庭科など) とのつながりを示     |
|         | ③)。               | す。                 |
|         | 「今までに契約をしたことが     | 以下の契約例を紹介し,契       |
|         | あるか」と発問 (スライド⑤) す | 約が身近なものであること       |
|         | る(アナライザーなどを利用し    | を理解させる。            |
|         | て統計を取ってもよい)。さらに   | 生徒からは携帯電話の契        |
|         | 「今までにどのような契約をし    | 約やアルバイトなどの雇用       |
|         | たことがあるのか」と発問する    | 契約などは意見として出や       |
|         | (スライド⑤)。          | すいが, 売買契約や贈与契約     |
|         | 生徒の発表を受けて契約の例     | については出ないことがあ       |
|         | を示す (スライド⑥)。      | るので、これらの紹介をす       |
|         |                   | る。                 |
|         | 契約の基本的な考え方を説明     | 教材 4 4 ページ ((2) 契約 |

|       | し(スライド⑦),契約自由の原                    | 自由の原則(私的自治の原                      |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------|
|       |                                    |                                   |
|       | 則(私的自治の原則)を説明する                    | 則))を参照して説明。                       |
|       | (スライド(8))。                         |                                   |
| 展開1①  | スライドに桃太郎の募集要項                      | 生徒には、「可能な限り将                      |
| (10分) | (スライド⑩) を提示し, さらに                  | 来もめ事が発生しないよう                      |
|       | サルの考えを示す(スライド                      | な契約書を作成すること」と                     |
|       | (⑪)。ワークシート1【別紙2】                   | 指示し、合意事項3~5欄                      |
|       | を配布し、グループ(1グループ・地大郎のターサルのタ)        | に、必要と考える事項を記入した。                  |
|       | プ:桃太郎役2名+サル役2名)<br>(スライド⑩)に分けて,問1の | させる。まず、桃太郎、サル  <br>  それぞれ二人組となり一緒 |
|       | (ヘノイト個)に分りて、同1の    桃太郎とサルとの間の契約書を  | てれてれ 二八組となり 一相   に検討する。           |
|       | 作成させる(スライド③)。                      | 立場の異なる相手(桃太郎                      |
|       |                                    | にとってはサル、サルにとっ                     |
|       | 換し、互いに納得のできる契約                     | ては桃太郎) が納得をしてく                    |
|       | 書となるように話し合う。特に                     | れる契約内容となっている                      |
|       | 意見の異なるところは、青ペン                     | のか見直す。                            |
|       | でメモを取り、立場によって意                     | 発表することで、さらに他                      |
|       | 見の異なることを理解させる。                     | の班でどのような意見が出                      |
|       | 班員が皆で納得できる合意事                      | されているかを確認する。                      |
|       | 項ができた班から発表をさせる                     |                                   |
|       | (スライド⑭)。                           |                                   |
| 展開1②  | 問2をグループで取り組ませ                      | 展開1①で作成した追加                       |
| (20分) | る(スライド⑮)。                          | の合意事項はないものとし                      |
|       | ケース①を読み(スライド⑯),                    | て考えさせる。                           |
|       | それぞれ桃太郎とサルに分かれ                     | 桃太郎, サル役であっても                     |
|       | て話し合い、意見をワークシー                     | 必ずしも、その役割に有利と                     |
|       | ト1に記す(スライド⑪)。                      | なるように考えなければな                      |
|       | 桃太郎側,サル側の双方の意見                     | らないわけではないが、その                     |
|       | を出し合う。その際に桃太郎側                     | 者の気持ちとなって考えて                      |
|       | とサル側で違った意見が出され                     | みることを伝える。                         |
|       | たところを青ペンで互いに記<br>  す。              |                                   |
|       | 9。<br>  ケース①の解決例を示す(スラ             |                                   |
|       | イド(B)。当事者間の合意に着目                   |                                   |
|       | した結論であり、現実的な結論                     |                                   |
|       | であることを述べる。                         |                                   |
|       | そしてケース①で理解してほ                      |                                   |
|       | しいこととして、契約は当事者                     |                                   |
|       | 間の合意によって決まること,                     |                                   |
|       | 合意したことは守る責任がある                     |                                   |
|       | ことを伝える (スライド⑲)。                    |                                   |
|       | ケース②(スライド⑳~㉓),                     |                                   |
|       | ケース③ (スライド②~②) も,                  |                                   |
|       | ケース①と同様な方法で授業を                     |                                   |
|       | 行う。                                |                                   |

| 展開1③ | 契約自由の原則について復習   | 「導入」で説明した「契約                    |
|------|-----------------|---------------------------------|
| (3分) | させる(スライド圏)。     | 自由の原則」(当事者は, 契                  |
|      |                 | 約の内容等を自由に決めら                    |
|      |                 | れる)を振り返らせる。                     |
| 展開1④ | 契約自由の原則が修正される   | 教材45ページ(3 実質                    |
| (3分) | 場合について説明する(スライ  | 的な平等を図るための例外)                   |
|      | ド29)。           | を参照して説明。                        |
| 展開1⑤ | 宿題を提示し内容を説明する   | [評価のポイント]                       |
| (4分) | (スライド30)        | ○「合意」に注目している                    |
|      | 展開1②で作成した契約書に   | カ・。                             |
|      | ついて、これまで学んだことを  | ○現実的なものか。                       |
|      | ふまえて、「赤、青、黒以外のペ | ○どちらか片方にだけ、著                    |
|      | ン」で記入してくることを宿題  | しい不利益を負わせるなど、                   |
|      | とする。一定期間を置いてから  | 公平さを欠いたものではな                    |
|      | ワークシート1【別紙2】を提出 | しいか。                            |
|      | させ、評価のポイントに従って  |                                 |
|      | 採点してプリントを返却する。  | [契約書に対する評価のポ<br>  イント]          |
|      |                 |                                 |
|      |                 | ルを具体的に想定して検討                    |
|      |                 | し、合意できているか。                     |
|      |                 | <ul><li>○合意内容(契約書の内容)</li></ul> |
|      |                 | は、契約自由の原則の範囲内                   |
|      |                 | のものといえるか(弱い立場                   |
|      |                 | の者から不当に搾取したり、                   |
|      |                 | 権利濫用であったりなど,社                   |
|      |                 | 会通念上許されるべきでな                    |
|      |                 | い内容となっていないか                     |
|      |                 | 等)。                             |

## (3) 展開 2~ (8時間目)

| 進行 (所要) | 内容             | 指導上の留意点       |
|---------|----------------|---------------|
| 展開2①    | コンビニエンスストアAでア  | コンビニエンスストアA   |
| (10分)   | ルバイトしようとしている高校 | と高校生Xの間でどのよう  |
|         | 生Xとの契約について検討する | な契約を結べばよいのかを  |
|         | ことを伝える(スライド③)。 | 検討する内容であることを  |
|         | ワークシート2【別紙2】を配 | 示す。           |
|         | 布し、さらに口頭で問いを確認 |               |
|         | させる (スライド32)。  |               |
|         | Xが合意事項の条件に納得し  | このまま示すと, この合意 |
|         | ている場合は有効な契約となる | 事項で納得がいっていると  |
|         | のかどうかを、アナライザーや | いうXはおかしい、という意 |

|        | 挙手などによって,自分の意見            | 見で盛り上がることもあり   |
|--------|---------------------------|----------------|
|        | を示させ、その理由を書かせる。           | 得る。そのような場合には、  |
|        | それぞれの意見を発表し,自身            | このコンビニにはXの大好   |
|        | になかった意見を、青ペンでメ            | きなアイドルが買い物に来   |
|        | モを取らせる。立場によって意            | るという噂があるため, どう |
|        | 見の異なることを理解させる。            | してもXとしてはAで働き   |
|        | 班員が皆で納得できる合意事             | たいと考えていた, などの補 |
|        | 項ができた班から発表をさせる            | 足をしてもよい。       |
|        | (スライド③)                   |                |
| 展開2②   | 契約自由が制限される場合に             | 例え労働者との間に合意    |
| (3分)   | ついて説明する(スライド錮)。           | があっても,最低賃金法によ  |
|        |                           | って, 研修中も労働者に対し |
|        |                           | て最低賃金以上の賃金を支   |
|        |                           | 払わなければならないこと   |
|        |                           | と, 労働基準法で、毎週少な |
|        |                           | くとも1回以上又は4週間   |
|        |                           | に4日以上の休日を与えな   |
|        |                           | ければならないと規定され   |
|        |                           | ていることを説明する。    |
| 展開2③   | なぜ契約自由が制限される場             |                |
| (5分)   | 合があるのかを考えさせて自分            |                |
|        | の意見を書かせる(スライド<br>  ③)。    |                |
|        | ❷ / 。<br>  次に班で話合いをさせ,自分に |                |
|        | はない意見を青で書かせて、意            |                |
|        | 見を共有する。                   |                |
| 展開 2 ④ | なぜ契約自由が制限される場             |                |
| (2分)   | 合があるのかを説明する(スラ            | 雇う側の方が社会的立場は   |
|        | イド36)。                    | 強い。当事者同士で自由に契  |
|        |                           | 約内容を決めた場合, 雇われ |
|        |                           | る側が無理な条件を受け入   |
|        |                           | れ、体を壊したり、生活が成  |
|        |                           | り立たなくなったりする恐   |
|        |                           | れがある。こうしたことか   |
|        |                           | ら、契約自由の原則の修正   |
|        |                           | (制限)という考え方が生ま  |
|        |                           | れたことを説明する。     |
| 展開3①   | ネットを介した売買契約につ             | 生徒には、「可能な限り将   |
| (20分)  | いて検討することを伝える(ス            | 来もめ事が発生しないよう   |
|        | ライド③)。                    | な契約書を作成すること」と  |
|        | スライドに売主Xがフリマサ             | 指示し、合意事項3~5欄   |

イトに掲載した紹介文(スライド圏)を提示し、さらに紹介文を読んだ買主Yの考えを示す(スライド圏)。ワークシート3【別紙2】を配布し、グループ(1グループ:売主X2名+買主Y2名)(スライド⑩)に分けて、問1の売主Xと買主Yとの前の契約書を作成させる(スライド ⑪)。

売主X側と買主Y側で意見を 交換し、互いに納得のできる契 約書となるように話し合う。特 に意見の異なるところは、青ペ ンでメモを取り、立場によって 意見の異なることを理解させ る。

班員が皆で納得できる合意事 項ができた班から発表をさせる (スライド42)。 に、必要と考える事項を記入 させる。まず、売主X、買主 Yそれぞれ二人組となり一 緒に検討する。

立場の異なる相手(売主Xにとっては買主Y,買主Yにとっては売主X)が納得をしてくれる契約内容となっているのか見直す。

発表することで, さらに他 の班でどのような意見が出 されているかを確認する。

# 展開3② (3分)

問2をグループで取り組ませる(スライド④)。

ケースを読み(スライド⑭), それぞれ売主Xと買主Yに分かれて話し合い,意見をワークシート3に記す(スライド⑮)。

売主X,買主Yの双方の意見を 出し合う。その際に売主X側と 買主Y側で違った意見が出され たところを青ペンで互いに記 す。

ケースの解決例を示す(スライド%)。当事者間の合意に着目した結論であり、現実的な結論であることを述べる。

そしてケースで理解してほしいこととして、契約は当事者間の合意によって決まること、合意したことは守る責任があることを伝える(スライド⑩)。

展開3①で作成した追加 の合意事項はないものとし て考えさせる。

# 展開4(3分)

宿題を提示し内容を説明する (スライド級)。

展開3②で作成した契約書に ーネットを通じたついて,これまで学んだことを 殊性を考えること 踏まえて,「赤,青,黒以外のペ いるかを確認する。

[評価のポイント] は展開 1 ⑤と同じであるが, インターネットを通じた取引の特殊性を考えることができているかを確認する。

ン」で記入してくることを宿題とする。一定期間を置いてからワークシート2及び3【別紙2】を提出させ、評価のポイントに従って採点してプリントを返却する。

インターネットを通じた 取引の特殊性(実物を見ることができないため、トラブル も生じやすい) も考えた上 で、生じ得るトラブルを具体 的に想定して検討し、合意で きているか。

合意内容(契約書の内容) は,契約自由の原則の範囲内 のものといえるか(弱い立場 の者から不当に搾取したり, 権利濫用であったりなど,社 会通念上許されるべきでな い内容となっていないか 等)。

- ●合意内容の例
- ・「送料は、Xの負担とする」
- ●不適切な合意内容の例
- ・「この契約は、いかなる理 由があっても、解消できない こととする」
- ➡社会通念上,不当な合意内容であるため,不適切である。

## まとめ (4分)

以下の3点をまとめとして解説 する (スライド⑩)。

- 1. 自由に契約を結べることで 私たちの生活は豊かになっ ている。
- 2. 契約には責任・義務も伴う。
- 3. 安易な合意はせず,よく考えることの大切さを忘れないようにする。

#### (4) 実践報告(成果と課題など)

生徒の記述とその考察を以下に記す。「」は生徒の記述のままである。

● 「普段はあまり意識していないけれど、いろいろな契約をしているんだなと 思いました。」

この生徒は契約が身近であることが認識できたことを述べている。

- 「契約を考えるとき、片側になって考えると、自分のいい条件ばかり書いて しまうので、相手ときっちり相談することが必要で、重要だと分かった。」 桃太郎とサル、売主Xと買主Yに分かれて考え、さらにその立場になって 話合いの実習をすることで、両者の合意形成の大切さを理解できたと考える。
- 「昔話の中でも,契約を発生させることができるというのが面白かった。『契

約が発生するか』という視点を持って、他の童話や昔話を読みたくなった。」 この生徒の記述からも、本教材が面白く、その契機から契約自体にも興味 を持ったと考えられる。

● 「自分もSNSとかで取引をすることもあるので、そこで問題が発生しないように自分が決めた取引内容を見直そうと思った。」

この生徒は日頃から自身でインターネットを通じた取引をしているようである。自身の売買契約について学び、契約内容を検討する機会を得たと言える。

以上の記述からも、生徒は多くの成果を得られたことが読み取れる。他にも「話し合いで理解が深まった。」など、授業方法についての記述も多く見られた。

- (5) 参考資料 (使用教材・資料,授業の様子・板書など)
  - ア 使用したスライド資料 別紙1のとおり。教材 $P43\sim60$ を基に作成。
  - イ 配布資料 別紙2のとおり。
  - ウ 授業の様子

## 授業者による説明の様子



### 生徒の話合いの様子



#### 生徒の発表の様子①



## 生徒の発表の様子②



5 参考:新学習指導要領における位置付け 新学習指導要領

#### 情報I

- (1) 情報社会の問題解決
  - ア次のような知識及び技能を身に付けること。
    - (4) 情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること。

#### 公共

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

#### 家庭基礎及び家庭総合

- C 持続可能な消費生活・環境
  - (2) 消費行動と意思決定

## 情報社会の契約を考える



情報社会に生きる高校生が知るべき契約とは

#### 授業カリキュラム

- 1. 契約とは何か
- 2. 桃太郎とサルとの契約
- 3. コンビニ店長と高校生との契約
- 4. ネットを介した売買の契約
- 5. まとめ

2

#### この授業で学んでほしいこと

- 1. 契約はそれぞれの個人が自由に結ぶことができるという「契約自由の原則」があること
- 2. 契約が成立すると、権利と義務が発生すること
- 3. 契約を解消できる事例もあるということ
- 4. これからの情報社会に生きる大人として、契約とは何かを知ることが大切であるということ

3

## 1. 契約とは何か

1

#### 契約とは何か

- •契約をしたことはありますか。
- •どんな契約をしたことがありますか。

5

#### 契約の例

- 店で商品を買う(売買契約)
- 友達から旅行のお土産をもらう (贈与契約)
- スキー場でスキーウエアやスキー板を借りる (賃貸借契約)
- アルバイトをする (雇用契約)
- 携帯電話を契約する

#### 契約の基本的な考え方

- 1. 契約は当事者の合意によって成立する。 (口頭でも成立)
- 2. 契約は自由に結ぶことができるが、合意したことは守る責任が生じる。

7

### 契約自由の原則

- •契約をするかどうか、自由
- •どの相手と契約をするか、自由
- •どんな内容の契約をするか、自由

8

2. 桃太郎とサルとの間の契約

9

#### 桃太郎の募集要項

- 僕と一緒に、悪い鬼を退治してくれる仲間を募集 します!
- 村から鬼ヶ島までは船で移動します。船の中での 仕事はありません。
- 報酬は, 1日当たりきびだんご**10**個です。
- 行き帰りの移動期間も含め、毎日お支払いします。

10

- 鬼退治なんて、やりがいのある仕事だし、やってみたいな。
- 船での移動中は、本でも読んでのんびりしようかな。



募集要項を見たサルの考え

11

#### 「桃太郎」・「サル」

同じ班の中で「桃太郎」と「サル」に 列ごとに分けます。

#### 契約書の作成

•桃太郎とサルとの間の契約書を作成

#### 注意

可能な限り、将来もめ事が発生しないように 作成する。

13

#### 契約書の提出と発表

契約書を書いて発表しよう!

14

#### 事例の検討

契約書中の合意事項1と2しか合意されていないと仮定し、① $\sim$ ③の事例について、検討しよう。

15

17

#### ケース①

鬼ヶ島に向かう途中の船でサルが本を読んでいたところ、桃太郎から、桃太郎の服を洗濯するように指示された。

サルが「募集要項には、船の中での仕事はないと書いてあったから、やりたくないよ」と答えたところ、桃太郎は「船での移動期間もきびだんごを払っているのだから、このくらいやってくれてもいいだろう。やってくれないなら、移動期間中のきびだんごはもう払わないよ」と言った。

16

#### ケース①を検討しよう

- 1. サルは、桃太郎の服の洗濯をしなければならないか。
- 2. サルが洗濯をしなかった場合も、桃太郎は、船での移動期間中のきびだんごをサルに支払う必要があるか。

#### ケース① (解決例)

1. 洗濯はしなくてもよい

「サルは鬼ヶ島で鬼退治の仕事をする」との内容で合意しており、洗濯の仕事について は合意していないため。

2. 支払う必要がある

「桃太郎はサルに対し、村を出発してから、また村に戻ってくるまでの間、報酬として、毎日10個のきびだんごを支払う」と、移動期間中もきびだんごを支払うとの内容で合意しているため。

もっとも、新たな合意ができれば、契約内容を変更することは可能である。「きびだんごの数を3個増やして洗濯の仕事を追加する」など

#### ケース①で理解してほしいこと

- •契約内容は、当事者間の合意によって決まる
- •合意したことは守る責任がある

19

#### ケース②

鬼ヶ島に向かう船の中で、サルは、同じように募集要項をみて鬼退治に参加したキジと知り合った。

キジと話す中で、サルは、キジが毎日15個のきびだんごをもらっていることを知った。サルは怒り、桃太郎に、「同じ仕事をするのにキジが15個で、私が10個というのは不公平だ。今後は、私にもキジと同じ15個のきびだんごをちょうだいよ。くれないのなら、この契約は解消する」と申し出た。

しかし、桃太郎は「サルは1日10個で納得したんだから、今後もそれしか払えないよ」と答えた。

20

#### ケース②を検討しよう

- 1. 桃太郎はサルに対して、今後、1日15個のきびだんごを支払う必要があるか。
- 2. キジと同じ数のきびだんごをもらえなかった場合、サルは、そのことを理由に、 契約を解消することができるか。

21

23

#### ケース② (解決例)

#### 1. 支払う必要はない

サルに対する報酬は「毎日10個のきびだんご」との内容で合意した以上、桃太郎は、サルとキジとを同じ報酬とすることを強制されない。

#### 2. 解消することはできない

サルに対する報酬は「毎日10個のきびだんご」との内容で合意した以上、サルは、キジと同じ報酬でないことを理由に契約を解消することはできない。

もっとも、新たな合意ができれば、契約内容を変更することは可能である。「サルの仕事を増やした上で、1日15個のきびだんごを支払うことにする」など。

22

### ケース②で理解してほしいこと

- 誰とどのような内容の契約をするのかは自由である
- 「他の人と同じかどうか、平等かどうか」ではなく「当事者同士がその内容で合意したかどうか」が重要

ケース(3)

サルは、鬼ヶ島に向かう船の中で読んだ新聞に「平和な村に衝撃!鬼一家にけがをさせ、金品を奪った桃太郎一派の凶行」という記事が載っていて、桃 太郎が以前から鬼に対して強盗をしていたことを知った。

驚いたサルは、桃太郎に「悪い鬼を退治するやりがいのある仕事だと思って 応募したんだよ。平和に暮らしている鬼に乱暴するなんて知っていたら、応 募しなかったよ。こんな仕事はできないから、この契約は解消したい」と申 し出た。

しかし、桃太郎は「鬼を倒しに行くという仕事内容自体は一緒じゃないか。 その仕事内容に納得して契約したんだから、契約の解消はできないよ」と答 えた。

#### ケース③を検討しよう

サルは、桃太郎との契約を解消することができるか。

25

#### ケース③ (解決例)

#### 解消することができる

「悪い鬼を退治する」のか、「平和に暮らしている鬼から金品を 強奪する」のかという重要部分で、募集要項にうそがあった。前 提にうそがあった以上、サルと桃太郎との合意は本当の合意とは いえないので、サルは契約を解消することができる。

26

#### ケース③で理解してほしいこと

考える前提にうそがあった場合、それを基 にした合意は、本当の合意とはいえない。

27

#### 契約の原則について

契約自由の原則

- •契約は当事者の合意によって成立する。
- 契約の内容は、当事者が自由に決めることができる。

0.0

#### 「契約自由の原則」の例外について

- ・経済的・社会的弱者保護などの観点から、契約自由の原則が修正(制限)される。よって、当事者が合意した内容であっても、契約として効力を生じない等の場合がある。
- •弱者から不当に搾取したり、権利濫用であるなど、社会通念上許されるべきでない内容の契約はできない。

契約書の再確認

ここまで勉強したことを踏まえて、契約書を班単位で評価をし、「青、赤、黒以外の色ペン」で追記してみよう。

- 「合意」に注目していること
- 現実的であること
- どちらか片方にだけ、著しい不利益を負わせるなど、公平さを欠いたものではないこと

3. コンビニ店長と高校生の契約

Xは、コンビニエンスストアAでアルバイトをしようと考えている。 コンビニエンスストアAは、Xに対して、以下のような条件を提示した。

**合意事項1** Xは、コンビニエンスストアAにおいて接客等の業務を行う。

合意事項2 コンピニエンスストアAは、Xに対し、合意事項1の業務の報酬として、1時間当たり900円を支払う。ただし、雇用後1か月の間は、研修期間とし、その期間は報酬(給料)を支払わない。

**合意事項3** Xの夏休み期間である8月は、1か月間毎日働く。

22

#### 検討しよう

Xが合意事項1から3の条件に納得して合意すれば、有効な契約となるか。

33

31

#### 契約自由が制限される場合

合意事項2及び3に関し、以下の問題があるため、たとえ Xが納得したとしても、この契約は無効である。

- 2. 最低賃金法で、たとえ研修中であっても、労働者に対し、定められた最 低賃金以上の賃金を支払わなければならないと規定されている
- 3. 労働基準法で、毎週少なくとも1回以上又は4週間に4日以上の休日を 与えなければならないと規定されている

\_ .

#### 検討しよう

なぜ契約自由が制限される場合があるのか?

35

#### なぜ契約自由が制限される場合があるのか

- 一般的に、雇われる側より雇う側の方が社会的立場が強い。
- ・当事者同士で自由に契約内容を決めた場合、雇われる側が無理な 条件を受け入れ、体を壊したり、生活が成り立たなくなったりす る恐れがある。

契約自由の原則の修正(制限)という考え方が生まれた。

# 4. ネットを介した売買契約

フリマサイトなどの場合

37

#### 売主Xがフリマサイトに掲載した紹介文

- 人気ブランドのコートを5万円で 売ります。
- 早い者勝ちです。
- コートは郵送します。
- 代金は、先払い、振込でお願いします。



38

. これ、ブランドAのコートだ!

写真の子が着ているワンピースも、持っているバッグ もブランドAの物だし、間違いないよね。

買おうと思っていたのに、限定品で売り切れてしまった商品だから、絶対欲しいな。

新品だと7万円くらいするのに、古品だから5万円で 買えるなんてラッキーだな。



紹介文を読んだ買主Yの考え

39

## 「売主X」・「買主Y」

同じ班の中で「売主X」と「買主Y」に 列ごとに分けます。

40

#### 契約書の作成

•売主Xと買主Yとの間の契約書を作成

#### 注意

可能な限り、将来もめ事が発生しないように 作成する。

41

#### 契約書の提出と発表

契約書を書いて発表しよう!

#### 事例の検討

契約書中の合意事項1と2しか合意されていない と仮定し、次の事例について、検討しよう。

43

#### ケース

- Yは、ブランドAのコートだと思って購入申込みをして5万円を振り込んだが、届いたコートをよく見てみると、ブランドAによく似たブランドBのものだった。
- なお、ブランドAもブランドBも知名度の高い人気ブランドであるが、ブランドAの方がブランドBよりも高価な商品を取り扱っていることが多い。
- ・ Yは、 Xに「人気プランドと書いてあったし、コートと一緒に写っていたワンピースもバッグもプランド A のものだったから、プランド A のコートだと思って買ってしまった。プランド B のものだったら必要ないので、契約を解消してほしい。それが無理なら、プランド B のコートだと新品でも5万円くらいだから、その分値引きして差額分を返金してほしい」とメールを送った。
- ・すると、Xから「ブランドAのコートなんて書いていないし、ブランドBも人気のあるブランドだよ。写真だって付けたんだから、間違える方が悪いと思う。それにほとんど着ていなくて綺麗な状態だから、新品と同じ値段にしただけです。契約は解消しないし、差額分の返金もしません」と返信がきた。

11

#### ケースを検討しよう

Yは、契約を解消できるのか。 または、差額分の返金を受けられるのか。

45

#### ケース (解決例)

#### 契約を解消することはできない、差額の返金を受けることはできない

合意の内容は「フリマサイトに掲載した写真のコートを5万円で売る」ことであり、Xはその合意のとおりに行動している(サイトに掲載したコートをYに郵送している)以上、原則として、契約を解消することはできない。

ただし、Xが、あえて、サイトを見た人が、プランドAのコートだと勘違いするような記載をしていたといえる場合(例えば、プランドBのコートを着たXの写真の周りに、プランドAの口ゴを貼っているなど)は、「前提にうそがある場合」として、契約を解消できる場合もあり得る。

16

#### ケースで理解してほしいこと

- •契約内容は、当事者間の合意によって決まる
- •合意したことは守る責任がある

47

#### 契約書の再確認

ここまで勉強したことを踏まえて、契約書を班単位で評価をし、「青、赤、黒以外の色ペン」で追記してみよう。

- 「合意」に注目していること
- 現実的であること
- どちらか片方にだけ、著しい不利益を負わせるなど、公平さを欠いたものではないこと

5. まとめ

19

自由に契約を結べることで、私 たちの生活は豊かになっている。 ただ、契約には責任・義務も伴 う。

安易な合意はせず、よく考える ことの大切さを忘れないように しよう。



# 別紙2

実習日 月 日( )

## 契約を考える

#### 2.桃太郎とサルとの間の契約

| 組  | 番  | 班   | 氏名         |  |
|----|----|-----|------------|--|
| 小口 | ш. | ンノユ | $L \cup L$ |  |

| 契約書  |
|--|
| 合意事項1.サルは鬼ヶ島で鬼退治の仕事をする。<br>合意事項2.桃太郎はサルに対し、村を出発してから、また村に戻ってくるまでの間、報酬として、毎日 10 個のきびだんごを支払う。 |
| 合意事項 3.  |
| 人 辛東亞 4  |
| 合意事項 4.  |
| 人类事商 E   |
| 合意事項 5.  |
|  |

#### あなたは・・・・ 桃太郎 ・ サル

#### ケース①

1. サルは、桃太郎の服の洗濯をしなければならないか。 A. 洗濯をしなければならない · B. 洗濯はしなくてもよい

#### 理由

2. サルが洗濯をしなかった場合も、桃太郎は、船での移動期間中のきびだんごをサルに支払う必要があるか。 A. 支払う必要がある ・ B. 支払う必要はない

#### 理由

#### ケース②

1. 桃太郎はサルに対して、今後、1日15個のきびだんごを支払う必要があるか。 A. 支払う必要がある ・ B. 支払う必要はない

#### 理由

2. キジと同じ数のきびだんごをもらえなかった場合、サルは、そのことを理由に契約を解消することができるか。

A. 解消することができる ・ B. 解消することはできない

#### 理由

#### ケース③

サルは、桃太郎との契約を解消することができるか。

A. 解消することができる。 · B. することはできない

#### 理由

実習日 月 日( )

組 番 班 氏名

#### 3.コンビニ店長と高校生の契約

X が合意事項 1 から 3 の条件に納得して、合意すれば有効な契約となるか。 A.有効である · B.無効である **理由** 

なぜ契約自由が制限される場合があるのか。

理由

#### 4.ネットを介した売買契約

| 契 約 書  |
|--|
| 合意事項1. Xは、Yに対し、フリマサイトに掲載した写真のコートを5万円で売る。<br>合意事項2. Yは、Xの口座に5万円を振り込み、Xは、入金が確認でき次第、Yの家宛てにコートを郵送する。 |
| 合意事項 3.  |
| 合意事項 4.  |
| 合意事項 5.  |

#### あなたは・・・ 売主 X ・ 買主 Y

#### ケース[契約]

Yは契約を解消できるのか。 A. 解消することができる。 · B. することはできない

理由

#### ケース「差額〕

Yは差額分の返金を受けられるのか。 A. 返金を受けることができる ・ B. 返金を受けることはできない 理由

#### この授業で学んだことや感想を書こう

令和元年10月31日

## 法教育推進協議会教材作成部会委員 小 貫 篤 (筑波大学附属駒場中・高等学校教諭)

#### 法教育授業実践報告

(高校生向け法教育教材ー紛争解決 ・司法ー

指導案「民事紛争解決① ~民事裁判・けがの責任をめぐって~」)

1 実施日時

令和元年9月18日(水)午後2時10分~午後3時(第6時限)

- 2 実施校等
  - (1) 実施校 筑波大学附属駒場高等学校
  - (2) 学年 第2学年
  - (3) 教科等 公民科「政治・経済」
- 3 単元等
  - (1) 単元(学習指導要領における位置付け) 法の意義と機能(高等学校学習指導要領「政治・経済」の大項目「(1)現代の 政治」の中項目「(ア) 民主政治の基本原理と日本国憲法」)
  - (2) 目標
    - ア 法は個人の権利を擁護するとともに社会の秩序を維持する機能を有していることを理解できる。(知識・技能)
    - イ 第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を身に付ける。(思考・判断・表現)
    - ウ 法の意義と機能についての自らの考えを調整しようとする態度がある。(主 体的に学習に取り組む態度)
  - (3) 指導計画

1時間目 民事裁判・けがの責任をめぐって(本時)

- 4 本時
  - (1) 目標

第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を身に付ける。

# (2) 展開

| 進行(所要)     | 内容  | 指導上の留意点   |
|------------|---|---|
| 導入<br>(5分) | <ul> <li>●課題把握</li> <li>・「ワークシート」【別紙1】,「資料1事案の概要」【別紙2】(教材P72)を配布する。</li> <li>・別紙2を読ませる。</li> <li>・ワークシート3(教材P73資料資料2を基に作成)の原告,被告の言い分を読ませる。</li> </ul>   | ・「6歳以上の子ども向け遊<br>具」とは、遊具に注意喚起<br>のシールが貼ってある状態<br>の遊具であることを説明す<br>る。       |
| 展開① (15分)  | <ul> <li>●法的な考え方を習得1</li> <li>・民法第709条「不法行為」を説明する。</li> <li>●法的な考え方を活用1</li> <li>・問1「クリステルに過失があるか」を個人及びグループで考えなら、自分が裁判官なら、クリステルに過失があると判断するか、ないと判断するか考えない。</li> <li>①太郎のけがを予見できたか。</li> <li>②クリステルの行動により太のけがは回避できたか。</li> <li>・発表させる。</li> </ul> | で見ら。 避を 守いた。政とはクか時。の妹のにも、   |
| 展開② (10分)  | <ul><li>●法的な考え方を習得2</li><li>・ワークシート4(教材P74資料3を基に作成)を読ませる。</li><li>・判決だけでなく和解という紛争解決手続があることを説明する。</li></ul>  | ・判決は、被告に「過失」があったと認められた場合に限り損害賠償請求が認められる。判決で相手方に対して、謝罪や事件に対する真実を述べさせることを命ず |

## ●法的な考え方を活用2

- ・問2「どのような解決案を提示すべきか」を個人及びグループで考えさせる。
- 発表させる。

# ることはできない。和解では、両者の合意があれば、 柔軟な解決策を採ることが 可能。

- ・結論としての解決策だけで なく、解決策に至る理由が 重要であることを説明し、 必ず理由を説明させる。
- ・花子とクリステルの主張を 表面的に捉えることなく, その主張の背後にある当人 らの真意に目を向けて解決 策を考察させる。

# 展開③ (15分)

- ●津隣人訴訟の事件概要を説明す る。
- ●争点1「子どもを預かった夫婦に 責任はあるのか」を考えさせる。
- ・「子どもを預かった夫婦に過失は あったのか」、「子どもを預ける、 監督するという契約は成立して いたのか」を考えさせる。
- ●争点2「国・県・市に責任はある のか」を考えさせる。
- ・国家賠償法第2条を提示して考えさせる。
- ●判決を提示し、判決にどのような 感想をもったか聞く。
- ●判決後の社会の反応を説明する。

- ・事件の概要は、参考資料を 参照。
- ・活用すべき法的な考え方と して「過失」と、展開①で 板書しておいた「契約」が あることを説明する。
- ・実際には、ため池から土砂 を採取した建築業者も損害 賠償請求の対象となった が、議論を焦点化するため に授業では扱わない。
- ・展開①で板書しておいた 「行政責任」について国家 賠償として説明する。
- ・裁判所は原告夫婦もしつけ を怠ったとして7割の過失 相殺を認めた上で,「危険 性を予見でき,親一般の監 護義務がある」として,被 告夫婦に約527万円の支 払いを命じた。国などにつ いては「管理に手落ちはな かった」として原告の訴え を棄却した。

|             | ●法務省の見解が発表されたことを説明する。                    | ・原告に嫌がらせが殺到し、<br>訴えを取り下げざるを得な<br>くなったこと、訴えの取り<br>下げに同意せず控訴し、取り<br>下がに同意せざるを得なく<br>下げに同意せざるを得なく<br>なったこと、訴えの取り下<br>ばにより訴訟自体が法的に<br>はなかったことになったことを説明する。   |
|-------------|--|---|
|             |  | ・「裁判を受ける権利は、…<br>最も重要な基本的人権のひ<br>とつであるところ、…これ<br>が侵害されるに至ったこと<br>は人権擁護の観点からは極<br>めて遺憾」と発表されたこ<br>とを説明する。  |
|             | ●日本人の法意識についての研究<br>を説明し、どれが妥当か発表させ<br>る。 | <ul> <li>代表的な研究として以下の5つを説明する。</li> <li>①日本人には裁判を避ける法意識がある(川島)</li> <li>②歴史的にその法意識が極東を支配していない(大木)</li> <li>③日本の訴訟率の低さは大木リリー)</li> <li>④判決が予測でき、争わず和解成立しやすい(ラムザイヤー)</li> <li>②本のが関いされる</li> </ul> |
|             |  | ⑤事件の類型(交通事故・公害・製造物責任等)ごとに訴訟率に影響する要因が違う(フット)   |
| まとめ<br>(5分) | ●民事裁判の意義・役割について説明する。                     | ・民事裁判の意義・役割は、<br>侵害された権利を救済したり、ルール違反に対処したりすることによって社会秩序を維持し人々の権利や自由を守ることにあることを説明する。<br>・「被害者の権利回復(救済)と将来の不法行為の抑止(秩序)」などと板書する。  |

※展開③は本校生徒の実態に合わせて,授業者が作成したものである。展開①, 展開②までで1授業時間,展開③以降で1授業時間とすることも考えられる。

## (3) 実践報告(成果と課題など)

ア 生徒の意見

問1「クリステルに過失があると判断するか、ないと判断するか」

|                                     | ,   |
|-------------------------------------|---|
| 過失あり (55名)                          | 過失なし(88名)   |
| ・スマホを見ていたのだから、回避義                   | <ul><li>スマホを見ていても見ていなくて</li></ul>   |
| 務を怠った。                              | も一瞬の出来事だから回避できな   |
|                                     | ٧١ <sub>°</sub>   |
| ・4歳の子どもを「6歳以上の遊具」で遊ばせたのは回避義務を怠った。   | <ul> <li>「6歳以上の遊具」というのは法的<br/>拘束力があるわけではなく目安だ<br/>から、回避義務を怠ったとは言え<br/>ない。</li> <li>これまでも遊んだことがあり、け<br/>がしたことはなかったわけだから</li> </ul> |
|                                     | けがの予見はできない。   |
| <ul><li>・公園で遊ばせたらけがすることがあ</li></ul> | <ul><li>・公園でけがすることは予見できて</li></ul>  |
| るのだから、家で遊ばせればよかっ                    | も、一瞬の出来事だからその場で   |
| た。回避義務を怠った。                         | 回避することは不可能。   |
|                                     |   |

#### 問2「どのような解決案を提示すべきか」

- ・花子が先に罵声をあびせたことを謝罪し、その後でクリステルがけがをさせたことを謝罪するとともに治療費の一部を負担する。
- ・花子の考えていることと, クリステルが考えていることをそれぞれ言い合い, 利害を相互に理解した上で互いに謝罪する。

## 展開③ 津隣人訴訟判決その後の社会の反応についての生徒の意見

- ・預かった夫婦に過失があるのは当然。
- ・日本的な反応。法と人間関係をごちゃごちゃにしてはダメ。
- ・日本は昔から信頼や友情や愛などあいまいなものに対して疑うことに抵抗をもち続けてきたが、価値観が多様化する中でそれではだめ。

## イ 実践の成果

実践の成果は、以下の3点である。

第1に、民事裁判の意義を具体的な事件を取り上げて体験的に考察させたことである。これまでも民事裁判の仕組みについては教科書などでも取り上げられてきたが、具体的な民事事件を取り上げて体験的に考察させる学習は一般的ではなかった。そこで本実践では、具体的な事件から民事裁判の意義

を考察さえることで深い学びとなるように配慮した。

第2に、公民科で不法行為を取り上げた点である。従来の学校教育では、 民事法については契約を取り扱うことが多かった。しかし、実際の紛争では 民法第709条の不法行為が争点になることが多い。そこで本実践では、法 的な考え方として不法行為を習得させ、その上で実際の事件を簡潔にした架 空の事件を取り上げて不法行為という考え方を活用しながら考察させた。

第3に、裁判外紛争処理に触れたことである。裁判外紛争処理は近年教科書で記述されることが増えてきたが、公民科では従来はあまり触れられてこなかった。しかし、実際には判決よりも交渉・和解・調停・仲裁などで紛争解決するケースが多い。交渉・和解・調停・仲裁などを具体的な体験を通じて公民科で学習し、紛争解決する力を育成することが重要である。そこで本実践では、裁判外紛争処理の一つである和解を取り上げた。

## ウ実践の課題

実践の課題は、以下の2点である。

第1に、なぜ不法行為という枠組みで考える必要があるのかという点を説明しなかったことである。なぜ「要件-効果」という枠組みを用いて法的に考える必要があるのかという議論の前提を考察させることで民事紛争解決の学習により深みが出る。この部分が課題といえる。

第2に、単元の取扱いである。本授業では、「契約」という概念を用いる部分がある。そうなると、本授業より前に「契約」の学習が必要である。「契約」の学習→「不法行為」の学習という単元構成をするべきであった。

## (4) 参考資料(使用教材・資料,授業の様子・板書など)

ア 配布資料

別紙1及び別紙2のとおり。

- イ 「近所の善意にも責任を」朝日新聞 1983 年 3 月 28 日夕刊
- ウ 「人間関係壊す隣人訴訟」朝日新聞 1983 年 4 月 4 日夕刊
- エ 「法務省の見解」朝日新聞 1983 年 4 月 9 日朝刊
- 才 『法学教室 2009年11月号(No. 350)』有斐閣
- カ 資料「津隣人訴訟の概要」

三重県鈴鹿市に住むAさん(当時41歳)は、妻のB子さん(当時37歳)、長女、長男C君(当時3歳)の4人家族。隣の会社員Xさん(当時51歳)一家とはXさんの三男Z君(当時4歳)がC君と同じ幼稚園に通っていて仲が良かったため、親しかった。1977年5月8日、C君とZ君はXさんの家で遊んでいた。そこへB子さんが訪れ、C君を買い物に誘った。遊びに夢中だったC君はこれを拒否し、Xさんの口添えもあって、B子さんはC君をこの家に預けてY子さんに「よろしく」と言って出かけていった。これまでも両家は子供を預け合う間柄だった。日曜日で、Xさんの家では大掃除をしており、子ども2人だけで遊ばせていた。そのうち子ども達は「裏の空き地に行きたい」と言い出した。裏の空き地には池があったが、これまでも子供だけで遊ばせて何か問題を起こしたことがあったわけではなかったし、「ま

あ大丈夫だろう」と思い,許可した。この溜め池の水際まで新興住宅が並んでおり,普段から近所の子供たちの遊び場となっていた。

家に戻ってきたZ君が「Cが泳ぐと言って池に潜り戻ってこない」とXさんに告げると、Xさんは現場の池に駆けつけ、近所の人達が捜索した結果、池に沈んだC君を発見、救急車で運ばれたが、すでに死亡していた。買い物から帰ってきたB子さんは、C君の死を聞かされると、「どうして子供を見ておいてくれなかったんですか」などとXさんらを問いつめたが、感情的になったXさん夫妻は「大掃除で忙しかった」旨を答え、これに応じることはなかった。

事故から7か月後,AさんはXさん夫妻,国,県,市に対し,約2800万円の損害賠償金の支払いを求めて三重県津地裁に裁判を起こした。

5 参考:新学習指導要領における位置付け

新学習指導要領「公共」

大項目「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」 新学習指導要領「政治・経済」

大項目「A 現代日本にける政治・経済の諸課題」

## 政治経済 授業プリント No. 15

名前( 組 番

## テーマ:何のために民事裁判はあるのか?―不法行為―

#### 1. 民事紛争

事件の概要は、資料を参照。

## 2. 法的な考え方「不法行為」-過失-

民法第709条(不法行為)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた 損害を賠償する責任を負う。

「過失」とは… 予見できたにもかかわらず、回避しなかった(予見可能性、回避可能性)

## 3. 裁判の争点 「クリステルに過失があったかどうか」

#### 原告の主張

さくら公園には、6歳以上の子ども向け遊具が4割程度あり、太郎やジョンにとって危険な遊具が多 数設置されていた。太郎がそれらの遊具で遊んだら、けがをすると予想できたはずである。だから、太 郎から目を離さず、危険な遊具で遊ぼうとしたら止めるべきだった。それなのに、クリステルはスマー トフォンを見ていて目を離したので、その間に、太郎が危険な遊具を使用してけがを負ってしまった。 クリステルには「過失」がある。

#### 被告の主張

太郎とジョンは、これまで何回もさくら公園に来ており、すべての遊具で遊んだことがあるが、これ まで何の問題もなかった。だから、太郎がさくら公園の遊具で遊んでいてけがをすると予想することは できなかった。また、スマートフォンを見ていた理由は、自分たちの居場所を伝えるメールを花子に送 る必要があったためで、太郎から長時間目を離していたわけではない。私は、太郎のすぐ近くの場所に おり、太郎の安全を守るためにできるだけのことはやっていた。私に「過失」はない。

#### ▶自分が裁判官なら…クリステルに過失が ( ある ない )

#### 理由

- 予見できたか
- ・回避義務を怠ったか

## 4. 判決と和解双方の話を聞くと…

#### 原告の話

私はお金が欲しくて裁判を起こしたわけではない。クリステルとは、これまで仲良くしてきたし、ク リステルでが親切心で太郎を預かってくれたことは分かっている。だから、最初はクリステルが自分の 責任を認めた上できちんと謝り、治療費の一部を負担してくれさえすればそれでいいと思っていた。し かし、クリステルは全然謝る気がないようだし、「これは仕方のない事故だった」などと無責任な言い 訳をするばかりで、責任をきちんと認めないので、やむを得ず裁判を起こした。裁判中の今は、マンシ ョンのエレベーターなどでクリステルと会ったとき、とても気まずい思いをしており、早くこの件を解 決したいと思っている。

#### 被告の話

今回の件は仕方のない事故であり、私が法的な責任を負うのは納得できない。ただ、私の目の前で、 太郎がけがをしたことについて、申し訳ない気持ちもあり、当初は花子に謝罪し、治療費の一部を負担 するつもりでいた。しかし、病院にきた花子に謝罪しようとした瞬間、花子から罵声をあびせられたこ とが本当にショックだったし、話子はその後も私の話を全く聞かず、一方的に責任を認めろと言ってく るので、私も腹が立っている。花子が罵声をあびせてきたことを謝るまで、こちらから謝る気はない。 しかし、今後も同じマンションで暮らしていくことを考えると、いつまでもこの状態が続くと困る。

判決と和解の違い

・判決:被告に「過失」があったと認められない限り、損害賠償請求はできない。

和解:両者の合意があれば、柔軟な解決策が可能。

#### 5. 判決か和解か

(1) 判決の場合は、どのような判決を書くか?和解の場合は、どのような和解策か?

判決例:(主文)被告は原告に対し600万円を支払え。(理由)監督義務を怠るという過失があった。

#### 6. 津隣人訴訟

(1) 争点

・争点1「預かった夫婦に責任はあるのか?」

法的な考え方1:契約自由の原則「契約」

法的な考え方2:不法行為責任「過失」

・争点2「国・県・市に責任はあるのか?」

法的な考え方3:国家賠償保障

民事裁判の意義は…

「被害者の権利回復」(教済)と 「将来の不法行為の抑止」(秩序)

国家賠償法「第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」

(2) 判決についてどう考えるか?

判決:原告側は預かった夫婦や池を管理する国、三重県などを相手取り総額2900万円の支払いを求めていたが、裁判所は「危険性を予見でき、親一般の監護義務がある」として、被告夫婦に約527万円の支払いを命じた。

国などについては「管理に手落ちはなかった」として原告の訴えを棄却した。

#### (3) 判決後

原告に嫌がらせが殺到 → 訴えを取り下げ 同意せず控訴した被告へも非難殺到 → 取り下げに同意

#### 7. 日本人の法意識-日本人は法が嫌いか?-

- ①日本人には裁判を避ける法意識がある (川島)
- ②歴史的にその法意識が極東を支配してていない(大木)
- ③日本の訴訟率の低さは法曹人口の少なさの帰結(ヘイリー)
- ④判決が予測でき、争わず和解成立しやすい (ラムザイヤー)
- ⑤事件の類型(交通事故・公害等)ごとに訴訟率に影響する要因が違う(フット)

#### 8. 民事法の基本的な考え方

「追い詰められたたった一人を守るもの。それが法なんだ」(木庭)



# 資料 1 事案の内容

- 1 花子とクリステルは、同じマンションに住む仲の良い母親同士で、花子の息子の太郎(4歳) とクリステルの息子のジョン(4歳)も仲が良かった。
- 2 ある日, 花子は太郎を連れてクリステル宅を訪れ, 太郎とジョンは室内で遊んでいた。 その後, 買い物に行こうとした花子が太郎を連れて帰ろうとしたところ, 太郎が嫌がり, クリステルも「私が預かっているから, 買い物に行ってらっしゃいよ」と言ったことから, 花子は, クリステルに太郎を預け, 買い物に出かけた。

しばらくしてから、太郎とジョンが公園に行きたがったので、クリステルは、二人を自宅の裏にあるさくら公園(遊具がたくさんある公園であり、そのうち4割程度が6歳以上の子ども向けの遊具である)に連れて行った。

3 さくら公園に着くと、太郎とジョンは、いつものように遊具で遊び始めた。

クリステルは、二人が遊具で遊び始めたことに気付いたが、二人はよくさくら公園に来て おり、さくら公園にある全ての遊具を使って遊んだことがあったため、二人を止めることは しなかった。

そして、クリステルは、太郎とジョンが遊んでいる場所のすぐ近くにあるベンチに座り、スマートフォンを取り出して、花子に対し、さくら公園に来ている旨のメールを打ち始めた。 クリステルがメールを打っている最中に、太郎は、6歳以上の子ども向けの遊具(ターザンロープ)で遊び始めたが、手を滑らせてしまい、約0.5メートル下の地面に落下した。

太郎がひどく足を痛がっていたため、クリステルは救急車を呼び、太郎は近くの病院に救急搬送された。

4 連絡を受けた花子は、すぐに病院に駆け付けた。取り乱した花子は、クリステルに対して、「なぜ注意して見ていなかったの」などと罵声を浴びせて謝罪を求めたが、罵声を浴びせられて感情的になったクリステルはこれに応じることはなかった。

太郎は、全治2か月の右足首の骨折と診断され、手術と1か月の入院及びリハビリを余儀なくされた。

その後, 花子は, クリステルに対し, 民法第709条(不法行為による損害賠償)に基づき, 治療費500万円と慰謝料100万円, 合計600万円の損害賠償金の支払いを求めて裁判を起こした。

令和元年10月31日

法教育推進協議会教材作成部会委員 加 納 隆 德 (秋田大学教育文化学部講師) 法教育授業実施者 伊 藤 真 司 (秋田市立御所野学院高等学校教諭)

## 法教育授業実践報告

(高校生向け法教育教材-紛争解決・司法-指導案「民事紛争解決②~模擬調停・臭いをめぐる争い~」)

1 実施日時 令和元年6月3日(月)午後1時30分~午後2時20分(第5時限)

#### 2 実施校等

- (1) 実施校 秋田市立御所野学院高等学校
- (2) 学年 第3学年
- (3) 教科等 学校設定科目「地理歴史・公民科演習」
- (4) 指導者同校教諭 伊 藤 真 司

## 3 単元等

(1) 単元(学習指導要領における位置付け) 基本的人権の保障(高等学校学習指導要領「現代社会」の大項目「(2)現代社会 と人間としての在り方生き方」の中項目「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」)

## (2) 目標

裁判所による紛争解決手続過程の模擬体験を通して,第三者の立場で当事者の 言い分を公平に理解し,争点を整理して,法に基づいて紛争を解決する力を養う とともに,司法の意義・役割について実感させる。

#### (3) 指導計画

1時間の単独授業として企画。前の時間までの学習では、司法制度に関わる発展的な学習を行ってきており、それに続く形で実施。

## 4 本時

## (1) 目標

調停による紛争処理過程を体験することを通して、話合いによる紛争処理の 在り方を考えることが出来る。

## (2) 展開

| 進行                 | 内容  | 指導上の留意点  |  |
|--------------------|---|--|--|
| (所要)<br>導入<br>(5分) | 裁判所による民事紛争解決 方法として、「裁判」以外に も、「調停」があることについて説明。   | 以下を参照して説明する。<br>・紛争解決・司法の概要「民事裁<br>判」及び「民事裁判手続の流れ」<br>(教材 P 6 5) |  |
|                    | ○課題把握 ・生徒を「カフェ店役」, 「焼肉店役」, 「調停委員 役」の三者に分ける。 ・「資料」及び「ワークシート」(配役に応じたもの)【別紙】(教材 P 8 0 ~ 8 3)を配布し,課題を 把握させる。    |  |  |
| 展開①                | 【カフェ役,焼き肉店役】<br>問(1)売上げの減少は、焼肉店の煙や臭気に原因がある(焼肉<br>店の煙や臭気とは関係がない)というために、どのような事実を<br>主張しますか。【資料】を参考にして主張を考えよう。 |  |  |
|                    | 問(2)焼肉店が対策を講じる義務がある(義務はない)と主張するために、どのような事実を主張しますか。【資料】を参考にして考えよう。   |  |  |
|                    | 問(3)「焼肉店の臭いを抑える工事の実施」,「営業時間の調整」の2案のうち,どの案を特に求めますか(重視しますか)。<br>その理由も説明しよう。                                   |  |  |
|                    | 抑える工事の実施」,「営業時  | 側の反応を想定し、「焼肉店の臭いを<br>寺間の調整」について、どこまでなら<br>一つ選び、理由も説明しよう。         |  |
|                    | (※別紙P2・3のワークシ   | ~一ト参照)   |  |
|                    |   | 工事(工事費用 1,000 万円)をすべた場合,カフェ店側は費用を分担す割合の理由も示そう。                   |  |

問(2)営業時間帯の調整を行うべきかどうか、行うべきとした場合、どのように調整するべきか考えよう。また、その理由も示そう。

問(3)他に円満に解決する案はないか考えてみよう。

## (※別紙P4のワークシート参照)

- ○個人ワーク
- ・ワークシートに自分の考えを記載させる。
- ○グループワーク
- ・配役ごとにグループ (4名 程度) を作り, グループと しての結論をまとめさせ る。

グループワークでは、展開②を見据 えて検討させる。

#### 展開②

#### 模擬調停

・三者が含まれるグループ (各配役1名以上)を作り, 展開①でグループとして出 した結論を踏まえ,模擬調停 を行う。 調停に当たっては、調停委員役は、 ワークシートの【紛争解決のための 技能】を当事者に説明し、共通理解 を図る。

## [紛争解決のための技能: 当事者]

- ○言い分を分かりやすく伝える。 ○相手の主張ではなく,理由に注目 する。
- ○相手の事情・立場も考慮した解 決策を提案し、両者が最大限の利 益を得られる解決策を目指す。

#### ※留意点

焼肉店役の生徒が安易に営業 時間の短縮や工事費用の支払い に応じるような場合には,「営業 時間の短縮や工事費用の支払い は焼肉店の売上げ(利益)や経営 に直接影響し,これらに応じるこ とで,経営者や従業員の生活が立 ち行かなくなる可能性もある」な どと説明し,安易に妥協しないよ う促すことが考えられる。

## [紛争解決のための技能:調停委 員]

○双方の主張をよく聞く(自分の 考えを押し付けない)。

| まとめ<br>(10分) | <ul><li>○発表,講評</li><li>・生徒に検討結果を発表させる。</li><li>・教員による講評を行う。</li><li>○司法の意義・役割について説明する。</li></ul> | ○「工事費用を折半する」などの単純な痛み分けではなく、双方の事情・立場を十分に考慮した上で、双方にとって最大限の利益が得られるような解決策を考える。 ※留意点調停委員からの調停案の提示は、1回にとどまらず、合意が整うまで何回も行う。 上記留意点を踏まえた主張等ができたかという観点から講評を行う。 紛争解決・司法の概要を参考に、・当事者同士では解決困難な紛争を解決方法(民事裁判、調停等)が用意されていること・裁判所は、公平な第三者の立場から、当事者の言い分を公平に理解 |
|--------------|--|---|
|              |  | ・裁判所は、公平な第三者の立場か  |

## (3) 実践報告(成果と課題など)

今回の実践においては、法務省作成の教材を改変することなく授業を行った。 以下に成果と課題について述べる。

成果については、2点挙げることができる。

1点目は、民事紛争解決において、話合いを通じた「調停」があることを体験的に理解出来たことである。現在、高等学校の公民科「現代社会」においては、裁判所の仕組みを学ぶ学習場面は設定されているものの、その内容的としては、人権保障を観点にした学習が進められている。そのため、生徒には「民事」に関わる紛争処理の手続について具体的に学習する場面が少ない。一方で、令和4年4月から民法の成年年齢引下げが施行されることに伴い、民事トラブル解決の方法

を学ぶことは重要になると考えられる。その方法としては、民事トラブルについて、裁判官が判決という形で判断を示す「民事裁判」と、当事者が紛争解決策に合意することで紛争の解決を図る「民事調停」などがある。今回の教材では、民事裁判よりなじみの薄い「民事調停」を体験的に学ぶことができ、裁判以外の民事紛争解決の手続の姿を理解することができた。

2点目は、民事紛争処理手続において、当事者と第三者の視点による調停の重要性を理解出来た点である。授業を通じ、カフェ側と焼き肉店側の双方の主張から、どのような解決策を導き出せるかを悩む生徒の姿が見られた。紛争解決手続に「当事者」・「第三者」として参加することにより、紛争解決に必要な公平な話合いの重要性を理解することができた。特に、主張をする理由に着目することを強調したため、根拠をもって発言する姿が見られるようになった。実践校生徒のワークシートからもそれを読み取ることができ、両当事者の意見だけでなく「お客さんの意見も聞いてみる」といった視点を提示する者もおり、視点を店だけの問題ではなく、利用する顧客満足度の視点から考えを深めようとする者もいた。課題については、3点を指摘したい。

まず1点目は「生徒の事前学習体験」に左右されがちな授業であることである。 この授業が「話合い」活動を中心に行う授業であるため、授業での話合い活動を 積極的に行う下地が必要になってくる。これまで授業の中で、話合い活動を積極 的に行ったり、ロールプレイを行っていたりする経験が多いクラスでは、事前準

的に行ったり、ロールプレイを行っていたりする経験が多いクラスでは、事前準備なしで当該授業を実施できる。一方で、そのような体験的な授業が少ない場合、何をしていいのかを捉えにくい点がある。この解決策としては、「対話的」な学びをこれまで以上に多く授業で取り入れる必要があるだろう。

2点目は「臭い」という対立している問題をイメージしにくい所があるという点である。こちらについては、文字資料以外に図や音声などの資料を学校ごとに工夫が必要と考えられる。以前、同じ教材を用いて授業実践を行った際には、事前に台本の「読み上げ音声」と教員によるパワーポイントで生徒に状況の確認を丁寧に行った。この場合、生徒は対立している状況を十分に確認した上で、話合いに参加したため、解決策としての折衷点を出そうとする生徒の姿が見られた。それに対して、文字のみで授業を行う場合、素早く判断を下そうとする生徒が多い印象があると教員が指摘しており、このことについては工夫の余地が必要にな

3点目は、公民科で学ぶことが少ない民事調停であるために、「学ぶ意義」を見出すのが難しい点である。授業内容自体が興味深い内容であるものの、民事調停の仕組みが教科書に明記されていないため、生徒にとっては、「まとめ」の時間に調停の役割をしっかりと理解する必要がある。この点については実践校でも注意深く行ったため、課題は解決できたが、最初に授業を行う際には、「まとめ」部分の時間を多めにとることも必要になり、2時間での実施も必要な場合も考えられる。

(4) 参考資料 (使用教材・資料,授業の様子・板書など) 配布資料 別紙のとおり。

ると考えられる。

- 5 参考:新学習指導要領における位置付け 新学習指導要領 公民科「公共」
  - B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 法や規範の意義及び役割,多様な契約及び消費者の権利と責任,司法 参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に,憲法の下,適正 な手続きに則り,法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に 調整し,個人や社会の紛争を調停,解決することなどを通して,権利や 自由が保障,実現され,社会の秩序が形成,維持されていくことについ て理解すること。



## 【事例】

駅から近い商店街にあるカフェは、おしゃれなカフェとして雑誌にも掲載されたことのある 有名な店で、常時満席の人気店だった。しかし、隣に有名な焼肉チェーン店が入ってから、店 の売上が減少し始めた。

カフェ店の店長は、焼肉店の臭気が原因だと思い、このまま営業利益の減少が続くと店の経営が危うくなることから、この状況を改善させるための方策について話し合いたいと考えたが、 焼肉店の店長に取り合ってもらえなかったので、調停を申し立てた。

## 【当事者の主張】

|               | カフェ店  | 焼肉店  |
|---------------|---|--|
| 出店経緯          | ・10年間勤めていた会社を辞め、貯金を元<br>手に開業  | ・立地の良い商店街入口に新規出店<br>・賃料の安い商店街奥も候補だったが,住<br>宅街隣接のため断念(行政側からの指導<br>あり)   |
| 営業スタイル        | ・営業時間: 8 時〜20時<br>・店内禁煙   | ・営業時間:11時~23時  |
| 客入りの多い<br>時間帯 | ・モーニング<br>・ランチタイム(10:30~15:00)<br>・金・土曜日の夕方   | ・夜(特に、金・土曜日)<br>・土日のランチタイム   |
| 年間売上          | (焼肉店開店の)<br>・前年:4,000万円<br>・翌年:2,800万円(3割減)   | ・5,000~6,000万円   |
| 設備や臭気の状況      | ・焼肉店の排気ダクトから出る煙と臭気が<br>カフェ店内に入ってくる<br>・カフェ店の入口(自動ドア)は、人の出<br>入りが激しいとほぼ開放状態となるた<br>め、臭気侵入の防止が困難<br>・客から臭いに対する苦情が増え、客入り<br>が減少していった<br>・店の境界線で臭気を測定した結果、市の<br>基準をわずかに上回っていた | ・焼肉店の排気ダクトは、建物側面にカフェ店側向きに設置されているが、ビルの構造上やむを得ない・煙や臭気の一般的対策は実施済み・臭気に関する市の基準に拘束力なし・商店街には臭気を発する飲食店(焼鳥店、ラーメン店)が多数ある |
| 調停に至る<br>経緯等  | ・売上減少の原因が、焼肉店から流れ込んでくる臭気であることは明白<br>・隣の店同士うまくやっていきたいと考え、<br>焼肉店の店長との話合いを提案したが、<br>取り合われず<br>・このままでは、近い将来、経営が危うく<br>なるので、調停を申し立てた  | ・商店街には新たに別のカフェが開店したので、競争の結果、隣のカフェ店の売上が減少した可能性もある・営業開始後すぐに、カフェ店から煙や臭気への苦情があったが、取るに足らないものとして対応せず・調停には、誠実に対応する    |
| 相手方への<br>希望   | ・営業時間が重複しないよう,焼肉店の営業時間を制限<br>・焼肉店の抜本的工事でも可だが,工事費用1,000万円は当然焼肉店が負担すべき  | ・カフェ店側の提案は一方的なもの<br>・営業時間を制限すると売上半減<br>・工事は可能だが,工事費用1,000万円を<br>当店だけが負うのは不公平                                   |



## ワークシート カフェ店役用



年 組 番 氏名

| 問1 売上げの減少は、焼肉店の煙やますか。【資料】を参考にして主   | º臭気に原因があるというために,どのような事実を主張し<br>張を考えよう。                            |
|--|---|
|  |   |
|  |   |
|  |   |
|  |   |
| 問2 焼肉店が対策を講じる義務があ<br>料】を参考にして考えよう。   | ると主張するために,どのような事実を主張しますか。【資                                       |
|  |   |
|  |   |
|  |   |
|  |   |
| 【調停案の検討】   | ウザー「光光叶間の四部」の0字のミナービの字を柱に式  |
| 問3 「焼肉店の臭いを抑える工事の<br>めますか。その理由も説明しよう   | 実施」,「営業時間の調整」の2案のうち,どの案を特に求<br>う。                                 |
| 求めるのは  | (理点)  |
|  | 【理由】  |
| □臭いを抑える工事の実施<br>□営業時間の調整   | 【珪田】  |
| □臭いを抑える工事の実施<br>□営業時間の調整   | 【理由】  |
|  | 【理田】  |
| □営業時間の調整<br>問 4 焼肉店側の反応を想定し,「焼   | 肉店の臭いを抑える工事の実施」,「営業時間の調整」につ                                       |
| □営業時間の調整<br>問 4 焼肉店側の反応を想定し,「焼   | <br> 肉店の臭いを抑える工事の実施],「営業時間の調整」につ<br> <br>  か。①~④から一つ選び, 理由も説明しよう。 |
| □営業時間の調整  □営業時間の調整  □関4  □ 焼肉店側の反応を想定し、「焼いて、どこまでなら妥協できます ①工事も時間調整も妥協できない ②工事は妥協できるが、時間調整     | 。肉店の臭いを抑える工事の実施」,「営業時間の調整」につ「か。①~④から一つ選び,理由も説明しよう。 、、 とは妥協できない    |
| □営業時間の調整  問 4 焼肉店側の反応を想定し、「焼いて、どこまでなら妥協できます ①工事も時間調整も妥協できない ②工事は妥協できるが、時間調整 ③工事は妥協できないが、時間調整 | 。肉店の臭いを抑える工事の実施」,「営業時間の調整」につ「か。①~④から一つ選び,理由も説明しよう。 、、 とは妥協できない    |
| □営業時間の調整  □営業時間の調整  □関4  □ 焼肉店側の反応を想定し、「焼いて、どこまでなら妥協できます ①工事も時間調整も妥協できない ②工事は妥協できるが、時間調整     | 。肉店の臭いを抑える工事の実施」,「営業時間の調整」につ「か。①~④から一つ選び,理由も説明しよう。 、、 とは妥協できない    |
| □営業時間の調整  □営業時間の調整  □は、  | 。肉店の臭いを抑える工事の実施」,「営業時間の調整」につ「か。①~④から一つ選び,理由も説明しよう。 、、 とは妥協できない    |



## フークシート 焼肉店役用



年 組 番 氏名

|                              | の減少は,焼肉店の煙や。【資料】を参考にして <u>5</u> | P臭気とは関係がないというために,<br>主張を考えよう。 | どのような事実を主張  |
|------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|-------------|
|                              | が対策を講じる義務はなき                    | いと主張するために,どのような事              | 実を主張しますか。【資 |
|                              |                                 |                               |             |
|                              | 苫の臭いを抑える工事の<br>その理由も説明しよう。      | 実施」、「営業時間の調整」の2案の             | )うち,どの案を重視し |
| 重視するのは<br>□臭いを抑え<br>□営業時間の   | る工事の実施調整                        | 【理由】                          |             |
| ついて,<br>①工事も<br>②工事に<br>③工事に |                                 | 隆は妥協できない                      |             |
| 【番号】                         | 【理由】                            |                               |             |



【臭気対策工事】

## ワークシート

調停委員役用



年 組 番 氏名

問1 焼肉店側で臭気対策工事(工事費用1,000万円)をすべきかどうか,実施すべきとした場合, カフェ店側は費用を分担すべきか考えよう。また,負担割合の理由も示そう。

【理由】

| 焼肉店側で臭気対策工事を<br>□すべき □すべきではない            |                          |
|--|--------------------------|
| 【費用の負担割合】                                |                          |
| 焼肉店:カフェ店                                 |                          |
| □10:0 □7:3                               |                          |
| □ 5 : 5 □ 3 : 7                          |                          |
| □ 0 : 10                                 |                          |
| 問2 営業時間帯の調整を行うべきかどう<br>考えよう。また、その理由も示そう。 | か,行うべきとした場合,どのように調整するべきか |
| 【営業時間の調整】                                | 【理由】                     |

| 【営業時間の調整】  |     |   | 【理由】 |
|------------|-----|---|------|
| □行うべき      |     |   |      |
| □行うべきではな   | (J) |   |      |
| 【調整後の営業時間】 |     |   |      |
| カフェ店       | 時~  | 時 |      |
| 焼肉店        | 時~  | 時 |      |

問3 他に円満に解決する案はないか考えてみよう。

## 【紛争解決のための技能】

調停委員は、以下の技能をカフェ店側、焼肉店側に伝えて、紛争解決を目指すこと。

[紛争解決のための技能: 当事者]

- ●言い分を分かりやすく伝える。
- ●相手の主張ではなく,理由に注目する。
- ●相手の事情・立場も考慮した解決策を提案し、両者が最大限の利益を得られる解決策を目指す。

[紛争解決のための技能:調停委員]

- ■双方の主張をよく聞く(自分の考えを押し付けない)。
- ●「工事費用を折半する」などの単純な痛み分けではなく、双方の事情・立場を十分に考慮した 上で、双方にとって最大限の利益が得られるような解決策を考える。

令和元年10月31日

法教育推進協議会教材作成部会委員 加 納 隆 德 (秋田大学教育文化学部講師) 法教育授業実施者 黒 田 和 義 (岡山県立岡山芳泉高等学校教諭)

## 法教育授業実践報告

(高校生向け法教育教材-紛争解決・司法-指導案「刑事模擬裁判~被告人は「犯人」なのか~」)

1 実施日時 令和元年6月18日(火)午後1時10分~午後3時00分(第5・6時限)

#### 2 実施校等

- (1) 実施校 岡山県立岡山芳泉高等学校
- (2) 学年 第1年次
- (3) 教科等 公民科「現代社会」
- (4) 指導者 同校教諭 黒 田 和 義

## 3 単元等

(1) 単元(学習指導要領における位置付け)

基本的人権の保障(高等学校学習指導要領「現代社会」の大項目「(2) 現代社会と人間としての在り方生き方」の中項目「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」)

(2) 目標

現実の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続に則り、法や規範に基づいて 各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決するこ となどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されて いくことについて理解させる。

- (3) 指導計画
  - 1時間目… 日本国憲法の基本原理
  - 2・3時間目…刑事裁判における被告人の権利の保障(本時)

## 4時間目…… 基本的人権の尊重

## 4 本時

## (1) 目標

刑事裁判手続の模擬体験を通して、刑事裁判において、どのように基本的人権が保障されているかについて理解を深めさせる。

## (2) 展開【授業時間:100分(50分×2時間)】

| 進行(所要)     | 内容  | 指導上の留意点  |
|------------|---|--|
| 導入<br>(5分) | 授業前に配役を決め,裁判官役,検察官役,弁護人役,<br>被告人役に「シナリオ」と「資料」(配役に応じたもの)<br>【別紙1】(教材P91~10<br>1)を配布して読ませておく。<br>(配役)<br>・裁判長役:1名<br>・検護人役:2名<br>・被告人役:1名<br>・被告人役:全員(上記の4<br>・裁判終了後は,<br>として評決に参加) | 本授業では教室スペースの都合上できなかったが、可能であれば、法<br>廷のように机を配置し、裁判の雰囲気を出すよう工夫したい。<br>また、「法教育教材」の指導案では、<br>裁判官役グループ、検察官役グループ、弁護人役グループ(被告人役を含む)、裁判員役グループに分けていたが、本時では、生徒全員に裁判員として評議を行わせたいと考えてグループ編制を変更した。 |
|            | 本時の課題を提示する。 ① 各グループ (1グループ 5名程度) に, 「資料1」, 「ワークシート」【別紙2】 (教材 P102)を配布し, 本時の目標として「なぜ, 刑事裁判には多くの手続があるのか?」を提示する。   | 裁判員裁判の法廷写真を示し, 法廷のイメージをつかませる。  |
| 模擬裁判 (35分) | 「シナリオ」に基づき,模<br>擬裁判を行わせる。<br>①「ワークシート」に検<br>察官や弁護人の主張を<br>書き込んでいくよう指<br>示をする。   | 刑事裁判の流れを図で示しながら<br>進行することで,各手続段階のイメ<br>ージをつかませる。   |

| 評議 I<br>(10分)<br>評議 II<br>(25分) | 個人での考察<br>①有罪とせ、とせ、とせ、とせ、とせ、とせ、とせ、とせ、とが、の者のでのでででである。<br>グのでは、をしていれば、というでででである。<br>グのでは、をしているででである。<br>がでは、ないでは、では、ないでででである。<br>がでは、ないでは、ないででである。<br>がでは、ないででである。<br>のでででである。<br>ででは、などででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>ででである。<br>でのこのででいまる。<br>でのこのででいまる。<br>でのこのででいまる。<br>でのこのででいまる。<br>でのこのででいまる。<br>でのこのででいまる。<br>でのこのででいまる。<br>でのこのででいまる。<br>でのこのででいまる。<br>でのこのでいまる。<br>でのこのででいまる。<br>でのこのででいまる。<br>でのこのででいまる。<br>でのこのででいまる。<br>でのこのででいまる。<br>でのこのででいまる。<br>でのこのでいまる。<br>でのこのででいまる。<br>でのこのでいまる。<br>でのこのでいまる。<br>でのこのでいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいまる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる。<br>でいる | グループワークに参加できていない生徒がいないか、評議が進んでいないがかがないかを机間巡視しながらチェックし、適宜、助言を行う。  |
|---------------------------------|--|--|
| 発表<br>(15分)                     | <ul><li>ークシート」に記入させる。</li><li>発表</li><li>①各グループの代表者にグループの結論(有罪・無罪)と</li></ul>  | 予想される意見については,「予想<br>される生徒からの意見」(教材 P 8<br>7)のとおり。  |
| まとめ                             | 根拠 (考え方) を発表させる。<br>講評   | 「評議の際のポイント」(教材P88)   |
| (10分)                           | ①基本的人権の尊重という観点から,教員による<br>講評 (結論を導く考え<br>方)を行う。  | を参考に、特に「刑事裁判の基本的な考え方 (1)刑事裁判の特徴」の部分を強調し、刑事裁判における基本的人権の尊重という観点から講評を行う。また、「有罪・無罪のどちらの結論が正しいということはない。大切なことは、結論を導くに至った根拠について、論理的に説明できるかどうかということである」ということを説明する。 |

## (3) 実践報告(成果と課題など)

## ア 成果と課題

本指導案は、模擬裁判を通じたグループワークを主体とした授業であったため、「グループワークをどの程度行えるのか」が非常に重要なポイントになった。実施クラスを含めて授業対象校では、アクティブ・ラーニング型授業に積極的に取り組んでいたため、スムーズに授業展開を行う事ができた。

以下に、本実践の成果と課題を述べる。成果については以下の2点を指摘することができる。

1点目としては、本指導案があることにより計画的な時間配分で刑事模擬裁判の授業を行う事ができた。刑事模擬裁判の授業はシナリオ型が多く行われてきており、これまでの法教育授業でもシナリオ型による実践が多く行われてきたところである。これらの授業の特徴は、裁判手続を体験的に行う事により、刑事裁判の意義や意味を体感出来るところである。一方で、シナリオ型の刑事模擬裁判の分量にもばらつきがあるため、数時間で授業が完結しないという欠点もあった。当該の指導案では2時間で完結する指導案があるため、2時間で裁判の結論まで出すことができ、法教育をスムーズに導入出来る素材になっていた。また、同授業は学校図書室を使って行われたが、特別な机の配置にすることなく、生徒たちが向かいあう形で授業が行われた。これは通常の教室でも行う事ができることを示すものであり、その点においても、授業実施のハードルは比較的簡便に行う事ができると考えられる。

2点目としては、評議を通じた話合い活動が活発に行われ、刑事裁判の意義 を理解出来た点である。刑事模擬裁判においては、証拠に基づいた話合い活動 が重要になる。今回の指導案では教材として具体的証拠が添付されていたため、 生徒たちは証拠を巡って議論を活発に行う事ができ、各グループ活動において は、有罪か無罪かを巡って話合い活動が行われる姿が見られた。

課題としては2点を指摘したい。

まず、1点目は模擬裁判の進行を聞いているだけでは、事件の概要を理解するのは難しいという点である。模擬裁判はシナリオに沿って進められ、刑事裁判の仕組みに沿って進められている。一方で、模擬裁判のシナリオを聞いているだけの生徒からすると、どこが論点になるかをすぐに理解することは難しい部分があるように感じられた。指導案でも指摘しているが、「ワークシート」に重要だと思うことを書き込ませることを徹底することが大事になるであろう。今回、授業を行った学校では比較的多くの生徒がワークシートに記述をしていたものの、聞くことに集中しすぎる場合には話が過ぎていく危険性もあるために、この点はしっかりと指導しておく必要があるだろう。

2点目は、評議において議論が進まない場合に、どのような声かけが必要であるかという点である。当該クラスの実践授業においては、教師側の声かけを極力抑える形で生徒の自主的な話合いを重視した。そのため、生徒の中にはどの点で議論を行うのが適切なのかをグループ内で悩む姿が見受けられた。これには教師や外部講師(弁護士などが参加している場合)による声かけがある程度必要になると想像される。講評のポイント(教材 P 8 8)にもあるが、論点が不明確になりがちなタイミングで声かけの必要性があるように感じた。

#### イ 授業実施者の振り返り

本指導案の実施にあたっては、公民科だけでなく他教科も含めて学校全体でアクティブ・ラーニングに取り組んでおくことが望ましいと考える。そうでない場合は、ワークシートをグループワークの進め方に沿った形に工夫しておくことが必要であろう(教材 P 1 0 2 のワークシートは、意見をまとめて結論を

出すのにはわかりやすいシンキング・ツールとなっているが、議論を進める手順には触れていないため。)。ただし、そうした工夫を行うと、生徒の議論の方向性が定められてしまい、多様な意見が出にくくなるという不安もある。

教材として示されている裁判のシナリオは、わかりやすい言葉で書かれており、用語の解説を改めてせずとも生徒は考えることができていた。ただし、ロールプレイング形式でシナリオを各役の生徒に読ませた場合、聴き取りながらメモをとるのが難しそうでもあった。この点については、私個人としてはこれも含めて裁判の課題を考える題材としたいと思う。

(4) 参考資料(使用教材・資料) 配布資料 別紙1及び別紙2のとおり。

- 5 参考:新学習指導要領における位置付け 新学習指導要領 公民科「公共」
  - B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 法や規範の意義及び役割,多様な契約及び消費者の権利と責任,司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に,憲法の下,適正な手続きに則り,法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し,個人や社会の紛争を調停,解決することなどを通して,権利や自由が保障,実現され,社会の秩序が形成,維持されていくことについて理解すること。





## 【冒頭手続】

## (1) 開廷・人定質問

| 裁判長 | 被告人藤川正に対する強盗致傷被告事件の審理を始めます。<br>名前は何と言いますか。 |
|-----|--|
| 被告人 | 藤川正です。                                     |
| 裁判長 | 生年月日はいつですか。                                |
| 被告人 | 平成3年6月30日です。                               |
| 裁判長 | 仕事は何かしていますか。                               |
| 被告人 | していません。                                    |
| 裁判長 | 本籍はどこですか。                                  |
| 被告人 | ○○県××市倉田3丁目5番です。                           |
| 裁判長 | 住所はどこですか。                                  |
| 被告人 | ○○県××市倉田3丁目5番6号です。                         |

## (2)起訴状朗読

| 裁判長  | 検察官、起訴状を読んでください。                   |
|------|------------------------------------|
| 検察官① | (起訴状(資料1)の「公訴事実」以下と「罪名及び罰条」以下を読む。) |

## (3) 黙秘権告知,被告人・弁護人の陳述

| 裁判長  | 被告人には、黙秘権という権利があります。答えたくない質問には答えなくても構いませんし、最初から最後までずっと黙っていることもできます。<br>質問に答えても構いませんが、あなたが話したことは、あなたにとって有利な証拠にも不利な証拠にもなります。<br>以上を踏まえてお尋ねしますが、先ほど検察官が読み上げた起訴状の内容に、どこか間違っているところはありますか。 |
|------|--|
| 被告人  | 全く事実と違います。私は、犯人ではありません。  |
| 裁判長  | 弁護人の意見はいかがですか。   |
| 弁護人① | 被告人が言ったとおりです。被告人は今回の事件の犯人ではなく、無罪です。  |

## 【証拠調べ手続】

## (1) 冒頭陳述(検察官, 弁護人)

| 裁判長  | これから証拠を調べる手続に入ります。検察官、冒頭陳述をお願いします。                             |
|------|--|
| 検察官① | 検察官の冒頭陳述を始めます。<br>(冒頭陳述・検察官(資料2上欄)を読む。)<br>以上で、検察官の冒頭陳述を終わります。 |

| 裁判長  | では、弁護人、冒頭陳述をお願いします。  |
|------|--|
| 弁護人① | 弁護人の冒頭陳述を行います。<br>(冒頭陳述・弁護人(資料3上欄)を読む。)<br>以上で、弁護人の冒頭陳述を終わります。 |

## (2)証拠の取調べ

| 裁判長  | 証拠の取調べの手続に入ります。検察官、証拠の説明をお願いします。  |
|------|---|
| 検察官② | これから検察官請求証拠の説明をします。 ○ 1番目の証拠は、島本シズさんの診断書です。約2か月間の治療を必要とする左上腕骨骨折のけがを負ったことが書かれています(資料1・証拠番号1「診断書」を参照。)。 ○ 2番目の証拠は、供述調書、つまり島本さんの話が書かれた書類で、これから述べることが書いてあります(資料1・証拠番号2「供述調書」を読む。)。 ○ 3番目の証拠は、逮捕直後の被告人を撮影した写真の報告書で、当時、被告人が黒色の長袖Tシャツを着ていたことが分かります。被告人に写真を示します(資料1・証拠番号3「報告書」を被告人に示す。)。 ○ 4番目の証拠は、警察官が作成した報告書です(資料1・証拠番号4「報告書」を読む。)。 ○ 5番目の証拠は、逮捕直後の被告人の手を撮影した写真の報告書で、当時、被告人の右手が赤く腫れており、擦り傷はなかったことが分かります。被告人に写真を示します(資料1・証拠番号5「報告書」を被告人に示す。)。 ○ 6番目の証拠は、警察官が作成した報告書です(資料1・証拠番号6「報告書」を読む。)。 ○ 7番目の証拠は、事件現場付近の地図等をまとめた報告書です。被告人に地図を示します(資料1・証拠番号7「報告書」を被告人に示す。)。 |
|      | I .   |

## (3)被告人質問

| 裁判長  | それでは、被告人質問を行います。弁護人、どうぞ。   |
|------|--|
| 弁護人② | あなたは、島本シズさんから手提げバッグを奪い取ってけがを負わせたとして裁判にかけられていますが、そのようなことをやったのですか。                                       |
| 被告人  | いいえ、やっていません。   |
| 弁護人② | それでは、事件の日、あなたはなぜ事件現場付近にいたのですか。   |
| 被告人  | 男友達に会うためです。  |
| 弁護人② | なぜその友達に会おうとしたのですか。   |
| 被告人  | その2日前に親父とけんかをして家出して、行くあてがなかったんです。<br>それで、その友達が、以前、いつでも家に泊めてあげると言ってくれたのを思い出して、<br>その友達の家に泊めてもらおうと思いました。 |
| 弁護人② | 結局、その友達の家には行けたのですか。  |
| 被告人  | 行けませんでした。一度遊びに行ったことがあるので行けると思ったのですが、駅からの<br>道がよく分かりませんでした。   |
| 弁護人② | あなたは、事件が発生した後の時間帯に、コンビニエンスストア山田町店で飲み物を買っていましたね。  |
| 被告人  | はい。喉が渇いたので。  |

| 弁護人② | そのコンビニのごみ箱から、島本さんの手提げバッグと白色封筒が発見されたのですが、<br>あなたは、そのことについて、何か知っていますか。   |
|------|--|
| 被告人  | 全く知りません。   |
| 弁護人② | 警察官から声を掛けられた時、なぜタクシーに乗ろうとしていたのですか。   |
| 被告人  | 友達の家に行くのをあきらめ、もう家に帰ろうと思ったからです。   |
| 弁護人② | 警察官から声を掛けられた時の状況を話してください。  |
| 被告人  | 駅前の道でタクシーを拾おうとしていたら、制服の警察官が二人近付いてきて、「こんばんは」と声を掛けてきました。<br>私は、警察官が嫌いなので走って逃げましたが、追い付かれました。そうしたら、警察官から持ち物を見せてほしいと言われたので、嫌でしたが、ジーンズのポケットに入れていた財布と千円札7枚を警察官に渡しました。その後、警察官から財布の中身を見ていいか聞かれたので「いいですよ」と言いました。 |
| 弁護人② | 最初、持ち物検査を嫌がったのはなぜですか。  |
| 被告人  | やましいことは何もないのに、警察になぜ見せないといけないのかと思ったからです。  |
| 弁護人② | 財布とは別に、千円札を7枚持っていたのはなぜですか。   |
| 被告人  | 千円札7枚は、家出をするときに、自宅から持ち出したお金の残りです。財布にお札を入れると財布がふくらんで形が変形してしまい、それが嫌なので、いつも、お札はポケットに直接入れているのです。   |
| 弁護人② | 警察官から「こんな時間まで何をしていたのか」と聞かれて, あなたは, 「友達と公園で待ち合わせをしていたが, 友達が来なかったので家に帰るところだった」と答えましたね。   |
| 被告人  | はい。  |
| 弁護人② | 本当に待ち合わせをしていたのですか。   |
| 被告人  | していませんでした。   |
| 弁護人② | なぜ、警察官に、うそを言ったのですか。  |
| 被告人  | 早く警察官との話を終わらせてタクシーに乗りたかったので、適当に話をしました。   |
| 弁護人② | 警察官から, 財布とは別に千円札7枚を持っている理由について質問された時, 何も答えませんでしたね。   |
| 被告人  | はい。  |
| 弁護人② | なぜ、さっきの理由を答えなかったのですか。  |
| 被告人  | 警察官から色々と質問されて動揺していて、とっさに頭に出てきませんでした。   |
| 弁護人② | 逮捕された時、右手が赤く腫れていたようですが、なぜでしょうか。  |
| 被告人  | 警察官から声を掛けられる少し前に、友達の家が見付からなかったことに腹が立ち、地面<br>を思い切り殴ったからです。  |
| 弁護人② | これで終わります。  |
| 裁判長  | それでは、検察官、どうぞ。  |
| 検察官③ | あなたが家に泊めてもらおうと思った男の友達の名前は何ですか。   |

| 1141 |   |
|------|---|
| 被告人  | 言いたくありません。  |
| 検察官③ | なぜ言いたくないのですか。   |
| 被告人  | 名前を言うと、その友達に迷惑が掛かるからです。                                       |
| 検察官③ | あなた自身が, 裁判で有罪となって刑務所に入るかもしれないのに, それでも言わないの<br>ですか。            |
| 被告人  | 言いません。  |
| 検察官③ | その友達は、そんなに迷惑を掛けたくない親友だったり、恩があったりする友達なのですか。                    |
| 被告人  | そうではありませんが、私の性格で、人に迷惑を掛けるのが嫌なんです。                             |
| 検察官③ | 事件当日,友達の家に行こうとして,最寄り駅に着いたのは,何時頃ですか。                           |
| 被告人  | 午後5時頃だったと思います。  |
| 検察官③ | そこから警察官に声を掛けられるまでの約8時間も何をしていたのですか。                            |
| 被告人  | ほとんどの時間, 友達の家を探していました。後は, 公園で休んだり, コンビニで雑誌を<br>立ち読みしたりしていました。 |
| 検察官③ | その友達に電話はしなかったのですか。  |
| 被告人  | 携帯電話はなくしてしまってありませんでしたし、友達の携帯電話の番号を覚えていなかったので、連絡ができませんでした。     |
| 検察官③ | その友達と知り合ったのは何年前ですか。   |
| 被告人  | はっきり覚えていませんが、3年くらい前だったと思います。                                  |
| 検察官③ | 何がきっかけで知り合ったのですか。   |
| 被告人  | 覚えていません。  |
| 検察官③ | 知り合った後、その友達と会ったのは何回ですか。                                       |
| 被告人  | 家に行った時の1回くらいだったと思います。   |
| 検察官③ | その友達と最後に連絡を取ったのはいつですか。  |
| 被告人  | 2年くらい前です。   |
| 検察官③ | 知り合った後1回しか会っていなくて、2年も連絡を取っていないのに、突然家に行って<br>泊めてもらえると思ったのですか。  |
| 被告人  | 最後に話したとき, いつでも泊まりに来ていいと言っていたので, 泊めてもらえると思い<br>ました。            |
| 検察官③ | あなたは、警察官から声を掛けられた時、家に帰るためにタクシーを拾おうとしていたのですよね。                 |
| 被告人  | はい。   |
| 検察官③ | そのとき,あなたは,7,200円を持っていたのですね。                                   |
| 被告人  | はい。   |
| 検察官③ | 家に帰るのに、電車だといくらかかるのですか。  |
| 被告人  | 1,000円くらいです。  |
|      |   |

| 資料2-3-9<br><b>別紙1</b> |  |
|-----------------------|--|
| なのか~                  |  |

| 検察官③ | では、タクシーだといくらかかるのですか。                       |
|------|--|
| 被告人  | はっきりとは分かりませんが、2万円くらいにはなると思います。             |
| 検察官③ | 所持金では全然足りませんが、支払いはどうするつもりだったのですか。          |
| 被告人  | 乗る前にタクシーの運転手に正直に話して、家に着いたら、親に払ってもらうつもりでした。 |
| 検察官③ | 家出をしていた身で、親に払ってもらえると思ったのですか。               |
| 被告人  | 思いました。                                     |
| 検察官③ | もっと早く帰れば電車に乗れたのに、なぜ深夜まで山田町付近に残っていたのですか。    |
| 被告人  | 特に理由はありません。何となくです。                         |
| 検察官③ | 終わります。                                     |

## 【論告,弁論,最終陳述】

| 裁判長  | これから、出てきた証拠をもとに、検察官、弁護人からご意見をうかがいます。それでは、<br>検察官からどうぞ。 |
|------|--|
| 検察官④ | (論告(資料2下欄)を読む。)  |
| 裁判長  | それでは、弁護人のご意見をお願いします。                                   |
| 弁護人③ | (弁論(資料3下欄)を読む。)  |
| 裁判長  | 最後に、被告人、何か言っておきたいことはありますか。                             |
| 被告人  | 私は今回の事件の犯人ではありません。どうか私の話を信じてください。                      |



## 起訴状

平成30年6月20日

本 籍 ○○県××市倉田3丁目5番

住 居 ○○県××市倉田3丁目5番6号

職業無職

藤川 正 平成3年6月30日生

#### 公訴事実

被告人は、通行人から金品を奪い取ることを計画し、平成30年 5 月31日午前零時35分頃、〇〇県 △△市南区山田町 1 丁目付近の道路上で、歩いていた島本シズ(当時78歳)に対し、背後からその 背中を突き飛ばして道路上に転倒させた上、その左上腕を拳で複数回強く殴る暴行を加えて抵抗で きなくさせて、現金7,000円入りの白色封筒が入った手提げバッグを奪い取り、これらの暴行によって、 島本に約 2 か月間の治療を必要とする左上腕骨骨折のけがを負わせた。

## 罪名及び罰条

強盗致傷 刑法第240条前段

## 〈証拠番号1〉診断書

氏名等:島本シズ(78歳)

診断名:左上腕骨骨折により約2か月間の治療が必要となる見込みである。

上記のとおり診断します。

平成30年5月31日 山田病院 医師 山田一郎

#### 〈証拠番号2〉供述調書(平成30年6月12日付け)

住 所 ○○県△△市南区山田町1丁目2番3号

職 業 無職

氏名等 島本シズ(昭和15年1月1日生)

私は、事件当日、24時間営業のスーパーに買い物に行こうと考え、千円札7枚の入った白色封筒を手提げバッグに入れ、午前零時30分頃に家を出ました。

スーパーマーケットに向かって歩き始め、5分ほど経ったところで、いきなり、犯人に背後から 突き飛ばされ、道路上に倒れてしまいました。

犯人は、私が持っていた手提げバッグを奪い取ろうとしてきたので、持ち手を強くつかんで奪い取られないようにしていましたが、げんこつで2,3回、仰向け状態になっていた私の左腕の上の方を強く殴られて激痛が走り、バッグから手を離してしまいました。

犯人は、私のバッグを持って逃げていきました。

犯人の顔は見えませんでしたが、逃げていく犯人の後ろ姿を見て、犯人は、黒っぽい長袖Tシャツを着た男性だと思いました。

島本シズ

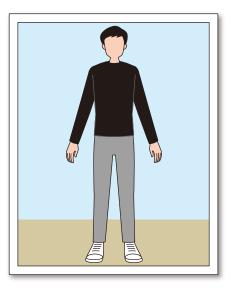
#### 資料2-3-9 **別紙1**

## 〈証拠番号3〉報告書

平成30年5月31日 南警察署 警察官

藤川正を逮捕した時の服装は、以下の写真のとおりです。

黒色の長袖Tシャツを着ています。



## 〈証拠番号4〉報告書

平成30年6月14日 南警察署 警察官

平成30年5月31日、藤川正に質問をしたときの状況等は、次のとおりです。

事件の当日,110番通報を受けて事件現場に駆け付けた後,犯人がいないか現場付近を探していると,午前零時50分頃,公園前の道路でタクシーを拾おうとしている藤川を見付け,声を掛けました。 すると,藤川は,いきなり走って逃げました。

私たちは、藤川に追い付き、何をしているのか聞いたところ、藤川は、目を合わせず、焦った様子で、「友達と公園で待ち合わせをしていたが、友達が来なかったので、タクシーで家に帰ろうとしていた」と答えました。そこで、友達の名前や待ち合わせ時間を聞いたのですが、藤川は黙ったままでした。

私たちは、藤川の行動がかなり不審だったので、ひょっとすると犯人かもしれないと考え、持ち物を見せてもらえないか聞きました。すると、藤川は、「何で見せないといけないんですか。嫌です」と言ってきました。

しかし、粘り強く説得したところ、渋々でしたが、ズボンの右ポケットから財布を、左ポケットから折りたたまれた千円札7枚を出してきました。財布は、札入れ部分のある二つ折り財布であり、その中には、100円玉2枚だけが入っていました。

私たちは、藤川に、この7,000円はどこで手に入れたのか、なぜ財布とは別に持っているのかを尋ねましたが、黙ったままでした。

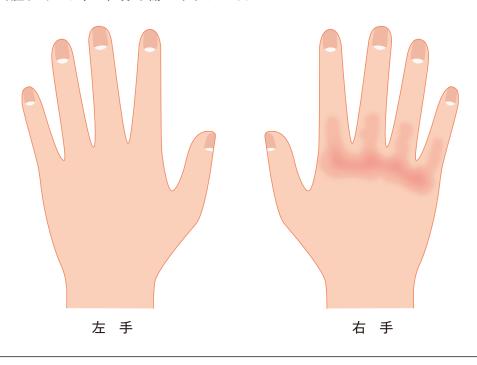
このような状況から、私たちは、藤川が島本さんを襲った犯人と判断し、その場で藤川を逮捕しました。

その後、藤川が持っていた千円札7枚を調べたところ、誰の指紋も検出されませんでした。ただ、一般的に、物を触ると必ず指紋が検出されるとは限らず、指紋が検出されないことの方が多いくらいなので、藤川が犯人であることに疑いは持ちませんでした。

## 〈証拠番号5〉報告書

平成30年5月31日 南警察署 警察官

藤川正を逮捕した時の手の状況は、以下の写真のとおりです。 右手が赤く腫れていますが、擦り傷はありません。



## 〈証拠番号6〉報告書

平成30年6月14日 南警察署 警察官

事件発生後の時間帯に藤川正が立ち寄ったコンビニエンスストア山田町店を捜査した状況は、以下のとおりです。

#### 1 店外に設置されたごみ箱の状況

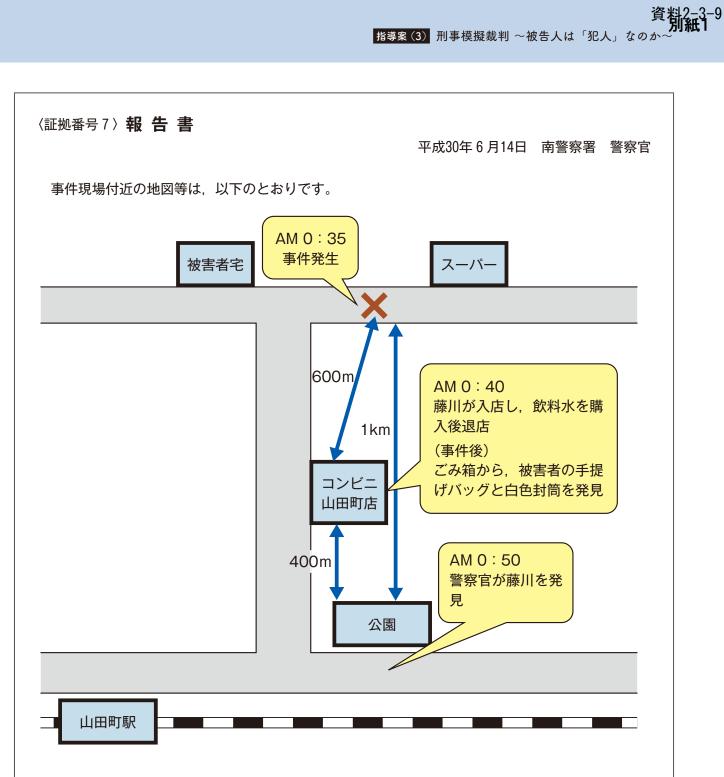
コンビニエンスストア山田町店の店外に設置されたごみ箱の中から, 島本さんが奪われた手提げバッグと白色封筒を発見しました。バッグの上に封筒が重なる状態でごみ箱内に入っており, 封筒内には何も入っていませんでした。

バッグと封筒を調べたところ,バッグからは島本さんの指紋だけが検出され,封筒からは誰 の指紋も検出されませんでした。

#### 2 防犯カメラの設置状況等

コンビニエンスストアに設置されている防犯カメラは、店内に設置されているものだけで、 その防犯カメラの映像を確認したところ、事件当日の午前零時40分頃に、藤川が入店してきて、 飲料水を購入して退店する様子が映っていました。

その防犯カメラの映像には、店外は一切映っておらず、島本さんの手提げバッグと白色封筒 を捨てた人物は確認できませんでした。





## 冒頭陳述

被告人は、無職で、両親と暮らしていましたが、事件の2日前、父親とけんかをして家出し、インターネットカフェで寝泊まりしていました。

被害者の島本シズさんは、事件の日の午前零時30分頃、千円札7枚が入った白色封筒を入れた手提げバッグを持って自宅を出ました。そして、スーパーに向かって歩いていると、見知らぬ男が、いきなり島本さんを背後から突き飛ばして道路上に倒し、左腕をげんこつで何回も殴って手提げバッグを奪い、走って逃げていきました。

島本さんは、この時に受けた暴行で、左腕の骨を骨折してしまいました。

事件直後, 現場の近くを通りがかった人が, 倒れている島本さんを見付けて110番通報し, 現場に駆け付けた警察官は, 島本さんから話を聞きました。

警察官は、島本さんを襲った犯人を捜していましたが、午前零時50分頃、事件現場から少し離れた公園前の道路でタクシーを拾おうとしている被告人を見付け、声を掛けました。

すると、被告人は走って逃げたので、警察官も走って追い付き、被告人に「何をしていたのか」などと 聞きましたが、被告人が全ての質問には答えなかったので、不審に思いました。その後、被告人の持ち 物検査をしたところ、財布とは別に、ズボンのポケットに折りたたんだ千円札7枚を持っていました。

警察官は、このような状況から、被告人が島本さんを襲った犯人であると考え、その場で被告人を逮捕しました。

その後,事件発生後の時間帯に被告人が立ち寄ったコンビニエンスストア山田町店のごみ箱から,島 本さんが奪われた手提げバッグと白色封筒が発見されました。

## 論告

被告人が今回の事件の犯人であることは、今から述べる理由から明らかです。

- 第1に、被告人が持っていた現金は、被害者が奪われた現金だと言えることです。 その理由は、まず、被告人が持っていた金額は、被害者が奪われた金額と同じ7,000円であり、千円札7枚とお札の種類も同じで、財布とは別にポケットに入っていました。しかも、被告人がその現金を持っていたのは、事件からわずか15分後、事件現場から比較的近い場所でした。
- 第2に、被害者が見た犯人の服装と事件当日の被告人の服装の特徴が一致しています。
- 第3に、被告人は、警察官に質問された際、警察官の姿を見て走って逃げ出したり、警察官に対してうそをついたりしています。もし、犯人でないならば、このようなことをする必要はありません。
- 第4に、逮捕の時、被告人の右手が赤く腫れていたということです。これは、被害者の左腕を強く 殴ったからだと考えられます。被告人の言うように地面を思い切り殴ったのであれば手に擦り傷が付く はずですが、被告人の手に擦り傷はありませんでした。
- 第5に,事件後に被告人が立ち寄ったコンビニエンスストアのごみ箱に,被害者の手提げバッグと 白色封筒が捨てられていたことです。被告人が被害者から奪った後,現金7,000円を抜いて,バッグな どを捨てたものと考えられます。また,バッグと白色封筒に被告人の指紋は付いていませんでしたが, 一般的に,物を触ると必ず指紋が検出されるとは限らず,指紋が付かないことの方が多いため,指紋 が付いていないことが被告人を犯人でないと判断する理由にはなりません。
- 最後に、被告人の話が全く信用できないということです。

「男友達」ですが、被告人とその男友達は、親しくなく、2年間も連絡を取っていなかったのに、何の連絡もなく、いきなり家を訪ねて泊めてもらえるなんていうことが考えられるでしょうか。また、電車で帰ることもできたのに、タクシーで帰ろうとしていたというのもとても不自然です。

以上から、被告人が犯人であることを示す証拠が複数あり、それに対して被告人の話は信用できず、被告人が今回の事件の犯人であることは間違いありません。



## 冒頭陳述

藤川さんは、5月28日、父親とけんかをして家出し、インターネットカフェで寝泊まりしていましたが、5月30日、男友達の家に行くため、電車で事件現場の最寄り駅の山田町駅まで行きました。 以前、その友達から、困ったら家に泊めてあげると言われていたので、頼んでみようと考えたからです。

しかし、かなりの時間探しましたが、結局、友達の家を見付けることはできず、藤川さんは、友達の家に行くことをあきらめて、自宅に帰ろうと思い、公園前でタクシーを拾おうとしていました。

そうしたところ、警察官から声を掛けられ、警察嫌いだったために走って逃げ出しましたが、追い付かれてしまい、質問されたり、持ち物検査をされたりしました。

その結果、藤川さんは、強盗致傷事件の犯人として、逮捕されてしまいました。

藤川さんが逮捕された時に持っていた7,000円は、家出をする時に自宅から持ち出した現金の残りで、 島本さんから奪ったものではありません。

## 弁 論

藤川さんは、今回の事件の犯人ではありません。藤川さんは、無罪です。 検察官の証拠は、どれも藤川さんが犯人であることを証明していません。

- まず、藤川さんが持っていた千円札7枚は、藤川さんが家出をする時に自宅から持ち出してきたお金の残りです。島本さんのものではありません。千円札7枚に島本さんの指紋は付いていませんでした。
- 犯人の「黒っぽい長袖Tシャツ」という服装は珍しいものではなく、藤川さん以外の人がこのような服装をしていたとしてもおかしくはありません。藤川さんの服装と特徴が一致しているからといって、藤川さんを犯人だと考えることはできません。
- 藤川さんの右手の腫れも、逮捕前に地面を殴って赤くなったものであって、島本さんを殴ったからではありません。
- 藤川さんが立ち寄ったコンビニのごみ箱から、手提げバッグと白色封筒が発見されたことについては、これらが捨てられた場面が防犯カメラに映っておらず、藤川さんが捨てたものとは証明されていません。
- 警察官から逃げたり、質問に対してうそをついたり、質問に答えなかったりといったことがありました。しかし、被告人質問で説明したとおり、これには正当な理由があります。これらのことは、藤川さんが犯人であるという事情とは言えません。
- 藤川さんは、男友達の名前を出しませんでしたが、これは、黙秘権を使っただけです。このことを藤川さんにとって不利に考えることは許されません。

以上から、検察官の挙げている証拠は、いずれも藤川さんを犯人だと考えるには不十分なものばかりであり、藤川さんを犯人だと決め付けているだけです。藤川さんは、今回の事件の犯人ではなく、無罪です。





年 組 番 氏名

検察官の主張 弁護人の主張 現 金 7000円 服装 警察官に声を 掛けられた際の 被告人の行動 右手の腫れ バッグと 封筒 被告人の話 (供述)

証拠により認められる事実から、被告人が犯人と言えるかどうか

有罪



無罪

判断した理由

1